

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (2 6 . 3 定)			
日 時	平成 2 6 年 9 月 1 2 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	秋元委員長、佐々木（秩）副委員長、中村・川畑・高橋・酒井・濱本・新谷・山田各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が高橋委員に、安齋委員が中村委員に、中島委員が新谷委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

○酒井委員

◎海水浴場について

私からは、海水浴場に関連して質問させていただきます。

6月の終わりから8月の終わりまで、市内7か所の海水浴場がオープンしていきまして、今年度、いろいろ事故があったのですが、その件について伺います。

市内の海水浴場で今シーズン、海難事故、例えば溺れたですとか、そういう件数、消防で出動した件数をまずお聞かせいただきたいと思えます。

○（消防）警防課長

本年発生した海水浴客の水難事故についてのお尋ねでございますが、消防として出動しました件数は4件でございます。

○酒井委員

4件ということで伺いました。それは、海水浴場として指定されている部分だけの件数でしょうか。

○（消防）警防課長

発生した場所についてのお尋ねですけれども、銭函海水浴場で1件、そのほか、海水浴場以外の銭函2丁目地域で2件、祝津1丁目地域で1件発生しております。

○酒井委員

銭函2丁目付近で、これは海水浴場以外の部分であったということですが、この部分も含めてお聞かせいただきます。

この2件につきましては、札幌から中学生が海水浴を楽しみに来たわけでありまして、実はここは、海水浴場としての指定区域ではなかった部分で泳いでいたわけでありまして。この中学生が急に深みにはまって溺れてしまって、うち1人は残念ながら亡くなったわけでありまして。

特に札幌から来た海水浴客にとりまして、海水浴場と、それ以外の区域というのでしょうか、これがなかなかわかりづらいという部分がありまして、それについて今年度、例えば昨年度までオープンしていた、しかし、今年度は閉まったとかという海水浴場もあると思うのですが、そういう海水浴場の区域と、それ以外の区域の部分で、どういう周知方法を今までされたのかお答えいただきたいと思えます。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

今、御質問のありました海水浴場の区域についての周知の方法につきましては、小樽市のホームページやフェイスブックで、海水浴場の開設場所や開設期間などを周知しております。そのほかといたしまして、市内の方に限られますけれども、市内幼稚園や保育所、小・中学校に対して、文書にて周知も行っております。

○酒井委員

市内だけということだったのですが、できればというか、広く周知をしていただくという意味で、フェイスブックなども使われているのですけれども、看板などの設置についてはどうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

看板の設置については、今年から、蘭島地域のところなのですが、蘭島地域のサンリバー海水浴場が非開設になったため、看板の設置を行い、注意喚起を行いました。

○酒井委員

市内の、銭函の部分も含めてなのですが、やはり危険な箇所というのが何か所かあるかと思います。それから、蘭島の部分については看板設置、それから、銭函の部分についても、簡易的なものではありましたが、看板を設置していただきました。来年度に向けて再調査をしていただいて、必要な部分については看板の設置ですとか、さらには周知方法を少し工夫してやっていただきたいと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

来年度の取組といたしましては、今年度同様に、ホームページ、フェイスブックなどを利用して、海水浴場の開設場所や開設期間などの周知を継続して行っていきたいと思います。そのほかの取組といたしましては、海岸管理者である北海道及び警察など関係機関、関係団体と連携を図りながら考えてまいりたいと思います。

○酒井委員

北海道などと連携をとってということなので、再度お願いしますが、やはり銭函に関しては、札幌など道央圏から来る海水浴客が非常に多いという、私の印象なのですが、そのように思っております。小樽市だけでなく、やはり北海道を通して、例えば道央圏に流すような、そういう協議の場といたしまししょうか、連携の体制も必要だと思いますので、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、おたるドリームビーチの事故の件で、代表質問、それから一般質問で各議員から御質問がありました。来年度に向けては、例えば札幌市、それからドリームビーチ協同組合と協議しながら進めていくということで答弁がありましたので、これは引き続きお願いしたいのですが、やはり今回の事故に関しては、ハード面も確かに大事な部分ではあるのですが、ソフト面といたしまししょうか、モラルの問題が重要ではないかと私自身は思っております。その辺についても、今、海水浴場の御答弁の中にもありましたが、やはり北海道、それから各団体と連携を図りながら、飲酒運転撲滅に対してさらに声を上げていていただきたい、それは生活環境部にもお願いしたいのですが、北海道を挙げてこの飲酒運転撲滅に取り組んでいただきたいと思います。

○濱本委員

一般質問に関連して、何点か伺います。

◎街路防犯灯のLED化の促進について

初めに、街路灯の助成のことですけれども、助成というか、正確に言えば街路灯のLED化の促進ということですが、質問させてもらいました。市長は、LEDに転換していくことは一遍にはできないと。できない間に、残っているところと先にやったところの公平性をどうやって担保するかだとか、NTTの電柱の更新の計画があるので、それとの調整も必要だとか、さらには、町会が工事費を、例えば8割補助にしる9割補助にしる、工事費の一部を町会が負担しなければならぬ、町会そのものが、財源を持っている町会と持っていない町会もある、それから、地縁団体として認可されている町会もあれば、そうでない町会もある等、いろいろな課題があるという認識の話をいただきまして、年内に向けて制度を具体化していきたいということでした。

そういう意味では、市長によく理解していただいて、答弁をいただいたということでは感謝を申し上げますが、要は、このLEDへの転換に向かって制度設計をしていく上では、今、言ったようないろいろな課題がありま

すと、課題を抽出する作業が大前提として必要だし、その抽出の作業を行った上で課題の整理をし、それを解決する制度設計をしていかなければならないということだろうと私は思っているのです。

そういう意味では、一般質問でも言いましたけれども、PDCAという言葉がありますが、実はそのP、プランの前には小さなRがあるとよく言われています。R、リサーチがあって初めてプランができてという、そういう言い方をされる方もいらっしゃいます。そういう意味では、どうもリサーチの部分がよく見えていないような気がします。例えば、設置している各単位町会にアンケートが来たわけでもないですし、どこか抽出してやったという話もあり聞いていません。例えば商店街では、たぶん財源があるから、中心部の商店街が早くにLEDに替えたというところもありますけれども、そういう部分では、やはりもう少しきめ細かな調査が必要ではないかと思うのですが、総連合町会が主催した地区連合町会長と市長と語るつどい、あれはごく一部の町会長が出ているわけで、全体的話ではないと。そういう意味では、町会に対して、そういう調査のアプローチみたいなことをやった実績はあるのか、ないのか、まずその点についてお聞きします。

○（建設）庶務課長

現時点では、町会に個別にアンケート等をとって行っているということはありません。

○濱本委員

年度内に制度設計をしますということなので、そんなにたくさん聞く項目はないと思うのですが、私は、例えば所有している街路灯は何灯ありますかとか、町会費は幾らですかとか、一般会計に占める電灯料の割合は幾らですかとか、それから議論にはなっていませんけれども、電気代のほかに街路灯の維持管理費というのがあるのです。例えば、球が切れたら交換しなければならないとか、器具が壊れたら交換しなければならないとか、そういうものもあるのです。そういうものの実態もやはり調査して、今回、制度を新しくつくるという、そういう認識でいると私は思うのです。そのためにはそういうリサーチがやはり必要だと思うのですが、今後するようなお考えはありますか。

○（建設）庶務課長

今、制度設計をやっているところでございますので、今後、その中で必要な事項等、町会に何のような事項等がありましたら、その点について検討していきたいと思えます。

○濱本委員

一番初めにデータを集めなくても、制度設計をしていく中で、いや、ここのバックデータが足りないだろうということやるといえるのは決して悪いことではないと私は思いますし、もしそういう事案があったら、速やかに調査していただきたいと思えます。

調査の関連でいうと、例えば私の住んでいる町会には国道があります。道道があります。それから、市道もあります。そこに全部歩道がついていて、その歩道を照らすために照明器具がついているわけです。例えば国道は道路だけではなく、歩道も国道なのです。それから、道道もそうです。歩道も道道なのです。現実問題は、国道も道道も、全てではないですけれども、大きな水銀灯みたいな、ナトリウム灯というか、ついています。だから、そういうものの例えば設置基準、国道の照明の設置基準や道道の照明の設置基準、そういうものもやはり調査する必要があるのではないか、直接の利害関係者の町会に対する調査もそうでしょうけれども、環境という部分で、直接の利害関係者ではありませんが、どういう基準で設置されているのか、そういうものもたぶん必要なのではないかと思うのです。

小樽市の市道でも、例えば私の住んでいる町会は置いているのです。今回の助成の話もある意味、ある一定の幅員のある市道に関していえば、小樽市が所有者で、町会から所有権というか切替えをしたときに、小樽市の所有にしてもいいのではないかと、そういう制度設計も例えば一つの考え方ではないかと思うのです。そういうことも含めてこれからの制度設計をやってほしいと思うのですが、いかがですか。

○（建設）庶務課長

委員から国道、道道についての設置基準の話がございましたけれども、そういうものも参考にしながら制度設計をしていきたいと思っておりますし、市道についても同じような形で、どういうあり方がいいのかを検討しながら制度設計を進めてまいりたいと考えております。

○濱本委員

ちなみに、苫小牧市は、苫小牧市の市道で、幅員10メートル以上の街路灯については、苫小牧市そのものが維持・管理をするということになっています。それ以下のいわゆる生活道路と認定されているものについては、町会、自治会が管理しなさいということになっております。そういう区分けをしているところもありますので、ぜひ研究してもらいたいと思います。

それと、これはお願いですが、どういう形で議会に出てくるのかはわかりません。条例として出ることなのか、規則として出ることなのか、何で出ることかわかりません。今の街路灯の新設改良に関していえば、規則ですから、別に議会の可決は要らないので、報告だけで済むという話なのですが、やはりこれだけの事業規模、4億数千万円とも言われていますけれども、事業規模のことを考えると、条例がいいのか、規則がいいのかわかりませんが、少なくとも1回ぐらいは議会の中で素案みたいな形で御報告いただいて、やはり議会の中で質疑をしてもらって、最終的によりよいものに、もっと言ったら、その段階で、単なるパブリックコメントではなく、例えば総連合町会に対してヒアリングをするなど、そういう手だても私は今後必要になってくるのだらうと思うのですけれども、制度をつくっていく上で、そういうものを組み入れるお考えはありますか。

○（建設）庶務課長

LED化につきましては、これまでの議会ですとか、先ほどお話がありました連合町会のお話の中でさまざまな意見をいただいております。これを基に、今、制度設計に取り組んでいるところでございます。今後も、議会もそうですけれども、町会ともいろいろ協議する機会があると思っておりますので、その中で御意見をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○濱本委員

ぜひ実施していただきたいと思っております。

それから、LEDへの転換はいいのですけれども、電気料金の助成率は今6割です。これが高いかどうかという判断は、いろいろ御意見があるでしょうし、LEDに転換していくということであれば、実質的な負担はたぶん減っていくのだらうとは思っています。設置、改良と、電気料金の負担の部分が、今はある意味、別個になっています。設置、改良に関していえば規則で定めてありますけれども、こちらの助成については根拠がどうなっているか調べきれませんでした。街路防犯灯組合連合会に対する補助金という形で、そのころは条例も何もないのだらうと、歴史的な背景の中で助成金を出しているということのだらうと思うのです。1点目は、LED化ができ上がったときに、この電気料金に対する助成も、総額でいえば、LEDに替わることによって圧縮されるわけです。ランニングコストは圧縮される。ただ、設置コストは相当な負担であって、それで、ランニングコストが圧縮された分で、どうやってそれを補っていくかということなのでしょうけれども、最終的にそういうものが一段落した段階で、やはり電灯料の助成率も考慮する必要があるのではないかと私は思うのです。例えば、先ほど例に挙げた苫小牧市をはじめとして、幾つかの市は、電気料金に関していえば100パーセント助成です。中には、12か月分の10か月分を助成しましょうということもあります。それから、12か月分の10か月分を助成するところは、街路灯1灯当たりについて、年間維持費として、たぶんLEDになっていないからだとは思いますが、電球の交換だとか、その電球代だとか、水銀灯代だとか、実際の工事費だとかということで、八王子市では1灯当たり年間700円を、所有する街路灯の見合いの数でお金を出しているわけです。たぶん、LEDに替わると、そういう維持費も実際問題はほとんどかからないのだらうとは思いますが、そういうことも、新しい制度ということになったときに、電

気料金の部分と、この新設改良の部分と、やはりトータルでわかるようなそういう制度のほうが、個別個別ではなくていいのではないかと思います。その辺はこれからの課題だと思うのですが、検討する価値はあると思いますか。

○（建設）庶務課長

今の委員のお話で、電気代の維持費の部分と、今、考えている LED 化、これは設置費の部分になりますが、そういうものをトータルで考えていったほうがいいのではないかとということでの御質問ですけれども、現在は、とりあえず LED 化を進めるということを第一で考えておりますので、ただ、維持費について全く考えていないというわけではないのですが、そういうこともありますので、課題の一つとして検討してまいりたいと考えております。

○濱本委員

それで、もう一つ確認なのですが、こういう街路防犯灯のいわゆる電気料金に対する助成というのは、交付税の積算基準の中にあるのですか、ないのですか。

○（財政）財政課長

今お尋ねなのは町会が所有している街路防犯灯だと思いますけれども、それについては、交付税の積算にはございません。

○濱本委員

わかりました。もし積算基準になっていたら、こうやって大きく減ることによって、その基準額が減るなどというのがあるものですから、確認させてもらいました。

本当に、私のところの町会もそうですけれども、相当困っています。そういう意味では、一日も早く、行き届いたという言葉がいいのか、実情を踏まえたと言ったらいいのか、そういう制度をつくっていただいて、極端に言えば、いったん北海道電力株式会社との契約を 1 か月間とめておこうかと、2 か月間とめておこうかと、お金を払えなくなったら終わりですから、そのような状況も、どこかの中では考えているようなところもあります。そのようなことにならないように、ぜひできるだけ速やかにいい制度をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎水道施設を利用した水力発電について

次に、水道施設を利用した水力発電ということで質問させてもらいました。市長答弁の中では、検討はしていると、調査はしているというお話でありました。

要は、LED の話もある意味そうなのですが、この水力発電も、一番ベースにあるのは低炭素社会の実現であると理解したほうがわかりやすいのだろうと思うのです。これを実現するために何をするかといえば、例えば再生可能エネルギーの活用促進で、ある意味、省エネの促進だし、例えば、LED に替えることは、消費電力を減らすことですから、省エネの促進につながると、それから、水力発電でいえば、再生可能エネルギーを、今まではただ単にそのまま流していただけたものを、そこに内在するエネルギーを取り出して有効活用しようということ、私は、そういう文脈で考えていったほうがよりわかりやすいのではないかと、単純な話だろうと思っているのです。

それで、私は質問の中で、取水施設から浄水場、浄水場から配水池のいわゆる落差水流を使って発電しているところがあるということをお聞かせしてもらったのですが、残念ながらその辺のことについては言及がないのですけれども、例えば横浜市の浄水場では、浄水場から配水池へ行く段階で発電機を設置して、年間約 140 万キロワット、大体一般家庭で 440 件分ぐらい発電しています。これは、浄水場につけている発電所としては規模が結構大きいものだろうと思います。それから、生駒市のものはもう少し小さくて、年間約 34 万キロワット、大体 4 分の 1 ぐらいの規模でつくっているところもあります。そういう意味では、国内でだんだん水道施設を利用した発電所が導入されてきている状況があります。

今、御紹介した生駒市の事例は、これは設置、いわゆるイニシャルコストが約 1 億 5,000 万円、ランニングコスト

を年間100万円と見て、たぶん耐用年数は20年だろうと思うのですが、耐用年数20年で見ると、現行のいわゆる電力買取り価格、これはFITという制度を使って全量買取りをしているみたいですが、7,000万円のプラスと。年間にすれば、20年ですから350万円のプラスですが、ゼロから350万円を生み出すというのは大変な話で、そういう意味では、今の段階では、これから電力買取り単価が下がるということはあまり考えられない、横ばいかなというぐらいのことですが、それにしてもプラスになると。

そういう意味では、小樽市においてもまあ可能性はあるのではないかと思います。今後もというような話もありましたので、今までどのような具体的な調査研究をされてきたのか、その点についてまずお聞かせいただきたいと思います。

○(水道) 整備推進課長

今まで何を行ってきたかということなのですが、水力発電に係る補助制度や固定価格買取制度など、採算性に係る制度上の整理、また、必要となる法手続や設備の維持・管理上の問題点など、具体的な課題の抽出を行ってきております。

○濱本委員

私が今、申し上げたのは本州の事例なので、冬に取水施設から浄水場に入るのかという問題、ごみの問題など、たぶんいろいろあるのだろうと思うのです。それにつけても解決できないような課題ではないので、これからも導入に向けて調査してもらいたいと思うのです。

ある一定段階を過ぎると、庁内での調査はたぶん無理になってくるのだろうと思うのです。どこか大規模なコンサルタント、具体的な名前は言いませんけれども、そういうコンサルを使わなければならないとかという、たぶんそういう時期が来るのだろうと思うのです。私としては、できるだけ早くそういう時期が来るようお願いしたいですし、そういう時期が来るということは、水道事業会計の予算書の中に水力発電導入調査費みたいなものが項目として上がるのだろうと思うのですが、そういうものが早く上がってほしいと思うのです。第6次総合計画の後期実施計画、ここから5年ですが、できるだけ早い段階でそういう調査項目、調査費が上がるようお願いしたいのですが、具体的にいつまで上げてくれるなどということは申しませんが、せめて意気込みぐらいはお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○水道局長

委員から横浜市や生駒市の例のお話がありましたけれども、道内でも札幌市がやっておりますし、美幌町も今年度から施設を導入いたしましたので、今後も他都市の実例について引き続き調査しながら、その中で実現の可能性が出てくれば、今お話のありました調査費の計上についても考慮したいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

◎ふるさと納税について

それでは、ふるさと納税について何点か伺います。

まず、ふるさと納税とはどういうものなのか、説明をお願いします。

○(財政) 齊藤主幹

ふるさと納税につきましては、税収の地域間格差の是正のため、そして、ふるさとを応援したいという納税者の方々の思いを実現するために、平成20年4月から始まった制度でございます。具体的には、自治体に寄附を行った場合、所得税及び個人住民税の2,000円を超える部分について一定限度、住民税の1割程度でございますけれども、それが控除される制度で、結果として、その控除された金額をふるさとに納税したのと同じような結果が生じると

いう仕組みになっております。税額の控除ということになりますので、実際には控除を受けるために確定申告が必要な制度です。そして、寄附先についてですけれども、寄附先はふるさとや過去の居住地に限らず、全都道府県や市町村から自由に選ぶことができ、ふるさとへの恩返しという面と好きな地域を応援するという側面を持っている制度でございます。

○高橋委員

それで、小樽市のふるさと納税の実績について伺いますが、今お話にありました、スタートした平成20年度から25年度までの6年間のそれぞれの納税額、それからその合計額をお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

申しわけございませんけれども、ふるさと納税制度を活用しているということで、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の実績で答えさせていただきます。

寄附金額につきましては、平成20年度が約3,308万円、21年度が約2,620万円、22年度が約1,540万円、23年度が約949万円、24年度が約886万円、25年度が約1,217万円、合計といたしましては、約1億520万円となっております。

○高橋委員

多くの方が寄附されているということですよ。今、報告をいただきましたけれども、年々下がってきているという状況かと思えます。小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例というところでしたので、全体合計でいいのですけれども、ふるさと納税として合計がわかるのであれば聞かせてほしいのと、そのふるさと納税に対して、今、話があった小樽ファンの寄附の割合はどうなっているのか、わかりましたらお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

ふるさと納税制度の対象となる寄附の全体の額でございますけれども、平成25年度しか押さえていないものから、25年度の数字でお答えいたします。

全体といたしましては2,179万円でございます。それで、小樽ファンの寄附ですが、実はふるさと納税制度の対象とならない額も先ほどの報告の中に含まれておまして、寄附条例でふるさと納税の対象となるのが709万円でございます。割合といたしましては、全体の32.5パーセントとなっております。

○高橋委員

それで、このふるさと納税の、それぞれがわからないと思いますから、今の寄附条例のほうで結構なのですけれども、どのようにプールされて、どのように使われているのか、一連の流れとして、入り口から出口までについて説明をお願いします。

○（建設）まちづくり推進課長

寄附から事業への流れということでございますけれども、最初に、寄附条例の中で六つのメニューを用意しておりまして、旧国鉄手宮線や、文学館・美術館、総合博物館、能楽堂、そして歴史的建造物というようなものの活用・整備・保全の事業のメニューを挙げております。これをまず寄附される方を選んでいただきまして、ゆうちょ銀行や郵便局での振り込み、あるいはクレジットカード、あるいは窓口などで寄附していただくということになります。寄附していただきますと、小樽市がつくっております小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に積立てをいたしまして、六つのメニューについて関係課が予算要求をしていくという流れになっておりまして、予算成立後、事業を実施しているということでございます。

○高橋委員

それで、ふるさと納税をしていただいた方、若しくは小樽ファンが支えるふるさとまちづくりに寄附していただいた方に対して、市としてはどういうお礼をされているのか、どういものを差し上げているのか、説明をお願いします。

○（建設）まちづくり推進課長

寄附していただいた方には、市長が直筆のサインを入れまして、お礼状を送っております。それと、このほかに総合博物館や文学館・美術館など市内の社会教育施設の入場料が最大 2 年間無料となるパスポート、小樽ファン認定証というのを送っております。

○高橋委員

ちなみに、その送られた入場券等がどのぐらい使われているのかというのは把握していますか。

○（建設）まちづくり推進課長

済みません、詳細については、私どもでは把握しておりません。

○高橋委員

なぜこういう質問をしているかという、今年に入って、私のところに、小樽出身で本州在住の方 3 名から、小樽に世話になったので、ぜひ寄附をしたいというお話がありました。年齢も大体似たような方で、もう定年退職が近いという方々で、子育ても一段落済んで、せっかく小樽で世話になったから、いくらかでも貢献をしたいという、そういう方々でした。

今、伺っていると、どんどんじり貧になっているかと思えます。平成 25 年度、若干持ち直しましたけれども、他都市では、ニュースにもなりましたが、特典をつけて、これは費用対効果があるので、どこまでというのはなかなか難しいかと思うのですけれども、先ほどの入場券だけではなく、何か小樽市としての特典を考えられないかと思っているのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（財政）斉藤主幹

ふるさと納税に係る特産品の関係なのですけれども、現在、国でも実は若干動きがございまして、地方活性化策の柱の一つとして、ふるさと納税制度の見直しをまち・ひと・しごと創生本部で検討すると報道されております。この見直しの内容といたしましては、まだ正式決定ではございませんけれども、控除額の見直し、今まで住民税の 1 割程度だったのが 2 割程度になると、あと、確定申告が必要だったのを簡略化していくというような話も聞いております。そのほかにも、特産品のブランド化を支援するような話もニュース報道などではありますけれども、そういううわさも少し聞いております。

そのような流れから、今後、ふるさと納税はますます拡大していくと思われるのですが、現在、多くの市町村が寄附金のお礼として地場の特産品を贈答している状況にありますので、小樽市としても、そのような意味から、贈答品、贈るとすれば寄附の増加が見込まれてくることにもなりますし、また、新たな収入の確保という視点だけではなく、やり方によっては地場製品の PR などにもつながるものと思いますので、どのようなものを贈るのがいいかというのは検討していかなければならないと考えておりまして、現在、事務レベルで検討を進めているところがあります。

○高橋委員

ぜひ、そのようにお願いします。今、話があったように、地場商品、地場産業の PR という面からも大変大きな効果がある市も出てきていると伺っています。生産が追いつかなくてうれしい悲鳴を上げているところもテレビ報道でありましたので、私は非常に有効な手段かと思っています。

関連して産業港湾部に伺いますけれども、そういう観点から、地元の産業の活性化も含め、なおかつ PR も含めて、これはできれば全庁的にしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業港湾部次長

財政部主幹からも話があったのですが、今、事務レベルで打合せを行っております。その中で、本市の特色であります水産加工品ですとか、これは今年、品評会をやりますので、そういった受賞商品、また、物産協会におきましても地場製品インターネットショップサイトをやっておりますので、こういったものが小樽を代表するそういつ

た物産になるのか、物産協会、観光協会とも情報交換しながら考えていきたいと思っております。

○高橋委員

ぜひ早急にお願いします。

それでは、ここからは一般質問にかかわって質問させていただきます。

◎代筆・代読支援について

まず、代筆・代読支援について、本会議でも伺いましたけれども、改めて認識を伺います。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法における地域生活支援事業の実施要綱に、自治体が行う支援、意思疎通の支援ですけれども、その一つとして代筆、代読が明記されましたということで話をさせていただきました。このことについて、改めて、どのように認識されているのか、説明をお願いします。

○（福祉）障害福祉課長

障害者総合支援法における地域生活支援事業の中に意思疎通支援事業というものがございます。これは、障害をお持ちの方との意思疎通を図るという点で、手話通訳の設置、また、要約筆記員の派遣等、障害をお持ちの方との意思疎通を支援する事業として実施しているものでございます。その中で、今回、代読、代筆も意思疎通を図る一つの手段としてこの要綱の中に盛り込まれた、そういうことで一つの、大切なといいますか、やるべき事業としての認識は持っているところでございます。

○高橋委員

それで、視覚障害者だけではなく高齢者もということで質問しましたけれども、視覚障害者について何点か質問します。

まず、市内に視覚障害者と言われる方は何名いるのか、把握していただけますか。

○（福祉）障害福祉課長

視覚障害者の数でございませぬけれども、障害者手帳の交付を受けている人数ということで答えさせていただきます。平成25年度末の人数として425名、その中で1級、代読、代筆が必要と思われる一番重い級をお持ちの方は138名となっております。

○高橋委員

視覚障害者の方の中で点字を読める方、認識できる方がどのぐらいいるかというのはわかりますか。

○（福祉）障害福祉課長

その425名の中で点字のわかる方の人数は把握できておりませんが、広報広聴課で毎月、点字広報を発行しております。9月の広報として9名の方に発行しているということで、9名の方という数字は押さえております。

○高橋委員

それから、かかわってですけれども、小樽市社会福祉協議会があります。各地域ではやはり社協と連携をとってこういう制度を進めているところもあるわけですが、社協の中に点字図書館というのがあると、今回、調べてわかりました。道内では、そんなに多く点字図書館はないわけですが、小樽市がこの点字図書館をなぜ設置されたのか、その経緯をお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

点字図書館が設置された経緯でございませぬけれども、昭和46年に小樽市は、市民福祉の向上を目的にしまして、総合福祉センターを建てました。この際に、視覚障害者への情報提供を目的としまして、盲人センターというものを設置しております。これは後の50年に点字図書館という現在の名称になりまして、これはあくまでも小樽市が設置しているものでございませぬ。現在、社会福祉協議会に平成16年に1回委託しまして、その後、指定管理者制度ができましたから、18年度から社会福祉協議会に指定管理者として運営をお願いしていると、このような経緯でございませぬ。

○高橋委員

なるほど、小樽市が設置したということですね。

この点字図書館の中で、点字の蔵書数、それから利用者数、それと点字のボランティアの数がわかればお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

まず、蔵書数でございますけれども、点字が1,308、そして録音、CDなのですが、CDは4,731、合計で6,039です。これはあくまでも、CDでありましても1冊の本を録音するのに当然複数つくったりしますので、タイトル数であります。また、点字につきましても、厚くなりますので、上下とかに分けますから、あくまでもタイトル数ということで押さえていただければと思います。

それから、ボランティアの数でありますけれども、まず点訳は、小樽点訳友の会というところでやっております。これが20人です。それから音声ですけれども、小樽朗読友の会というところでやってもらってまして、これが91人です。いずれも6月30日現在の数字であります。

それと、利用者数ですけれども、点字図書館では、皆さん、お一人が幾つも借りたりされるものですから、人数での把握はしていないということです。それで、あくまでも貸出数ということでやっているということで聞いてまして、点字で239の貸出し、それから録音で6,970の貸出しがあるということでもあります。そのほかに、定期刊行やニュースも、点字、それから録音物がありますので、合わせて1万4,641の貸出しがあるということです。ただ、今、ネットワーク化が進んでおりまして、全国の点字図書館のいろいろな蔵書などをダウンロードして楽しめるようになっているそうなのです。ですから、小樽の点字図書館の利用者、それから全国の利用者もダウンロードしているということです。この数としては、4万3,000の数が小樽の図書として利用されているということで伺っております。

○高橋委員

これは年間の数ですか。

○（福祉）地域福祉課長

年間です。これは平成26年3月現在の1年間の数です。蔵書は26年3月末現在の数、ダウンロード、貸出しは1年間の数です。

○高橋委員

思ったより数が多いですね。すごいと思います。

それで、この代読、代筆は、厚生労働省の通知の中でも、なかなか、その取り上げ方が薄いというか、手話などの違う支援手段と比べると、まだ少し不透明なところもあるのかなと思いますけれども、大変大事な点だと思っています。

それで、私は市長にも本会議でお願いしましたがけれども、まず、先進でやられている函館市、品川区、それから、今年6月からは杉並区も実施されているそうです。そういうところがありますので、実際にどういうことをやられているのか、まず調査していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

この函館市、また品川区等につきまして、私のほうでも、社会福祉協議会の力もやはり一つの大きな力になるものということで認識しておりますので、先進事例である函館市や品川区の事例などをよく研究してまいりたいと考えております。

○高橋委員

もう一つお願いしたいのは、ニーズ調査というか把握です。現状、視覚障害者の方が代筆、代読についてどういふことを望まれているのかという把握も大事かなと思っていますので、どういう形になるか、なかなか難しいかも

しませんが、例えば団体との意見交換とか、ある程度通じて意見交換や、アンケートができるかどうかわかりませんが、そういうところを少し検討していただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

小樽視覚障害者福祉協会という団体が市内にごさいますて、約35名の会員がそこに所属していると伺っておりますので、今後、そういう会員との意見交換等を通しまして、意思疎通の一つの支援として、代読、代筆のあり方、どういうニーズがあるのかというのを把握してまいりたいと考えております。

○高橋委員

まとめになりますけれども、先ほど事例を出して調査をお願いしましたけれども、先ほども言いましたが、社協との協力体制というのは、私は非常に大事だと思っていますので、そういう中で、調査した段階で、まず手がつけられるところ、若しくは少しでも手が届くところがあれば、一つずつ実施していただきたいと思っていますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

社会福祉協議会との協力、連携の中で、やはり代筆、代読をするという、個人の方々のプライバシーの部分を読んだり、書いたりするもので、そういう守秘義務に関する取決めなど、いろいろこれから課題として解決しなければいけない事例がございますが、一つ一つ課題の解決に向けて努力して、代読、代筆について何らかの道しるべができるように進めてまいりたいと考えております。

○高橋委員

ぜひよろしくをお願いします。

◎廃棄物最終処分場について

次に、廃棄物最終処分場についてです。

何点か伺いますけれども、まず、次期の一般廃棄物処理基本計画についてです。

一般質問の答弁では、この計画を立てる上で、「ごみの特性についての基礎データとして、ごみ質分析調査を行っている」ということでした。この10年間で制度が変わったり、リサイクルが入ったりして、ごみ質は大分変化してきていると思いますけれども、現状わかっている範囲で結構なのですが、どういふ変化があったのか、ごみ質の内容について説明をお願いします。

○（生活環境）廃棄物対策課長

小樽市のごみ質の特性を把握するため、家庭系ごみのごみ質分析調査を行っておりまして、今年度の5月下旬と8月下旬の2回、サンプリング調査を実施いたしました。ただ、現在、5月分の速報値しか出ておりませんので、詳しい特性の把握の作業はこれからという状況でございます。なお、5月に行った燃やすごみの組成割合といたしましては、生ごみ、厨芥類が約45パーセントを占めておりまして、最も多かったところでございます。

○高橋委員

データがないので議論できませんけれども、ペーパーが出るようになりましたらお願いします。

それから、その後に「さらなるごみの減量化」という答弁がありましたけれども、これはどのように考えているのか、内容をお願いします。

○（生活環境）廃棄物対策課長

さらなる減量化についての詳細な検討につきましても、この作業はごみ質分析調査の結果が出てからということになりますけれども、他都市における減量化の取組として、生ごみ等の食品廃棄物の減量化に重きを置いているところが多いと認識しておりますので、そのような取組事例も参考にしながら検討していきたいと考えております。

○高橋委員

次に、残余容量の件に関して何点か質問しました。この中で、現地調査について伺ったわけですが、まず、

前回の現地調査がいつされたのか、そしてどういう入札方法でされたのか、業者は地元業者だったのか、これについてお答えください。

○（生活環境）清水主幹

平成23年度に実施しました残余容量調査の件でございますけれども、調査期間は8月12日から12月20日となっております。あと、入札でございますけれども、現地測量が主ということで、地元の測量業者に指名競争入札をしております。

○高橋委員

答弁では、来年度において実施を予定しているということでしたけれども、来年度のいつごろなのか、そのスケジュール、それから現地調査で想定されている内容についてお答えください。

○（生活環境）清水主幹

現地調査の発注時期でございますけれども、これにつきましては、かさ上げによる延命に伴う容量ですとか、埋立年数とか、処分場の適正な維持・管理に必要な、とても重要な調査であると考えておりますので、これから予算化されればという前提になりますが、融雪後、早い時期に発注したいと考えております。

あと、調査の内容でございますけれども、現地測量を行いまして、実際の埋立容量の確認と残余容量の確認を行いまして、既存の埋立実績もわかっていますので、それらを用いて年間平均埋立量を推計しまして、残余年数があと何年だとか、今後の処分場の延命化に向けての検討材料にしたいと考えております。

○高橋委員

次に、延命化対策ということでお聞きしました。昨年の予算特別委員会でも議論しましたし、これまでも何回か議論してきましたけれども、その中で、北海道と協議している最中なのだという答弁もありましたし、今回もありました。北海道との協議はいつから行われてきたのか、これまで何回程度行われてきたのかお答えいただきたいと思っております。

○（生活環境）清水主幹

北海道との協議でございますけれども、これにつきましても、検討内容は専門的知見が必要となることから、コンサルタントに委託しております。この時期につきましては、昨年4月末に発注しております。

（「いやいや、北海道との協議」と呼ぶ者あり）

北海道との協議でございますけれども、4月末に入札で業者が決まった後、大体3か月に1回程度の割合で、北海道といいましても窓口になるのは後志総合振興局ですけれども、そちらと協議しております。そのほかに、メールや電話など、随時、協議を行っているところでございます。

○高橋委員

それで、「北海道から検討すべき課題」というのが答弁でありましたけれども、まず、これについて概略の説明をお願いします。

○（生活環境）清水主幹

北海道との協議の内容でございますけれども、市長答弁にもあったように、まず、現処分場内で最大限かさ上げできる形で埋立形状を検討しております。その形状に基づきまして、ごみの滑りに対する安全性ですとか、地下に埋設している管類の耐圧強度ですとか、流下能力の検討、遮水シートの劣化による安全性ですとか、浸出水の水量や水質について基準を満足するかどうかというようなことを検討しております。

○高橋委員

手元にコンサルタントの資料がないのでここでは議論できないのですけれども、前にもこの場で議論させていただきましたが、ごみの滑りに対する安全性については、どうも私はまだ納得できていないというところです。前にも言いましたけれども、相当の深さ、若しくは高さと言っているのでしょうか、埋立てをして、想定されている

さらにその上にごみを載せ、そして覆土を載せるということは、下にあるシートも当然ですが、削った土面においてもやはり滑り係数がありますから、そういう中であって、重たくなればなるほど、若しくは深さが深くなればなるほど、高さが高くなればなるほど、危険値が増すのではないかと思うのです。専門的見地からの検証がされていると思いますから、資料がない中で議論するのはなかなか難しいのですけれども、できるだけわかりやすくその辺をお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）清水主幹

当処分場の埋立ての形状については、委員も御存じだとは思いますが、階段状になっていまして、ある程度のところまで行くと平らになっているような埋立ての場所になっております。委員がおっしゃるように、階段状の一番ごみがいっぱい深く入っているところにさらに載せるとなると、やはり安全性の面で危ないだろうという気はしておりますけれども、今回、主にかさ上げするのは、最終の平らな部分はかなりの面積があるものですから、その上にごみを載せるような形で検討しております。結果として、コンサルタントからの報告によりますと、滑りで一番危険な場所というのが、かさ上げをしないところの一番深い部分というのですか、そこが一番危険だというような結果が出ておまして、今回のかさ上げによる影響はそれほどないというような結論が出ている状況でございます。

○高橋委員

先ほども言いましたけれども、資料のない中で議論しているわけですから、納得するのはなかなか難しいのですが、何となく意味は理解できました。ただ、いろいろなケースが考えられますので、例えば地震のときに、どういう想定でこれだったら大丈夫なのかという検証がされているとか、もう少しその中身をお聞かせいただけますか。

○（生活環境）清水主幹

ごみの滑りの検討につきましては、平常時と地震時と二つのパターンで検討するようなことになっております。こういう検討をする場合には、必ず安全率というものがあまして、平常時であれば1.2以上、地震時であれば1.0以上などという基準があるのですけれども、処分場をつくったときに、安全率ぎりぎりで作ったわけではございませんので、もともと安全率が2.0ですとか、地震時についても1.5ですとか、ある程度余裕を持ったつくりになっております。今回、その上にかさ上げということで検討しておりますけれども、その結果として、その安全率の中に入っているというようなことで、今のところは大丈夫だという結論になっております。

○高橋委員

もう一つ、ここにも出ていますけれども、地下埋設している管類の耐圧です。これについても、どうしても上からの圧力が増えるわけですから、これも想定された安全率の中に入っているのかどうか非常に不安なのですけれども、これについての説明をお願いします。

○（生活環境）清水主幹

地下に埋設してある管につきましてはプラスチックの管を使っています、強度の算定のときに、どのぐらい潰れるかというようなことが目安となるのですけれども、使っているものの強度自体がある程度強いものですから、今こちらで検討しているかさ上げをしても、一応その基準内にはおさまっているという結果になっております。

○高橋委員

何回も言いますが、資料のない中で議論していますので、資料をいただいてまた議論させていただきたいと思いますが、後段、事前協議の中で一定程度理解を得たという答弁でしたけれども、これはどういうことでしょうか。

○（生活環境）清水主幹

今、北海道と協議している内容につきましては、あくまで概略設計ということでございますので、今後、詳細設計の段階でまた同じように協議することになるというふうに考えております。

○高橋委員

今後のスケジュールを確認したいのですが、まず、今後の道との協議がいつごろ予定されているのか、逆に言えば、詳細設計ができないと協議できないということですから、今後のスケジュールについてお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）清水主幹

北海道との協議のスケジュールでございますけれども、まだ地元町会との協定が全部終わっておりません。それが済んだらということが前提になりますけれども、今、平成23年度に行った残余容量調査で31年から32年ぐらいまで現処分場がもつということで考えておりますので、その3年ぐらい前までには詳細を詰めて、最終的には変更届という届けになるのですが、その段階で北海道との正式な協議が終わるというふうに考えております。

○高橋委員

ということは、今、平成26年ですから、29年とか30年ということになるのでしょうか。

○（生活環境）清水主幹

今のところは平成29年か30年というふうに考えております。

○高橋委員

先ほどの資料については、議会には大体いつごろ示せるような状況になるのか、今の話ですと、2年とか3年後になるのでしょうか。

○（生活環境）清水主幹

詳細設計ということですが、平成28年、29年ぐらいに設計をたぶんコンサルタントに委託すると思っておりますので、その段階でお示しできるかと考えております。

○高橋委員

それから、廃棄物最終処分場について最後ですけれども、次期処分場の候補地についても伺いました。答弁でもありましたけれども、延命化が相当なされるので、次期処分場については今すぐ焦って考えなくてもいいのだという答弁だったかと思っております。この辺の考え方について説明していただきたいと思っております。

○（生活環境）清水主幹

次期処分場につきましては、現在、現処分場内でのかさ上げによる延命ということに重きを置いて検討しておりますので、一時期検討した経緯はありますけれども、現在のところ保留ということになっております。次期処分場について実際に本格的に検討する時期となりますと、このかさ上げがうまくいくと10年ぐらい延命できるかと考えておりますので、一般的に処分場建設には六、七年かかりますので、その六、七年ぐらい前からということになるかと考えております。

○高橋委員

参考までに確認したいのですが、想定されている地域でボーリング調査を平成23年にしたわけですが、地下水位が高いということがあって、今までみたいに掘り下げて設置できるという状況にはないという答弁だったと思っております。それについては、やはりある程度考え方をまとめておいたほうがいいと思うのです。ですから、施工方法についても、こういう状況であればこういう方法がいいのではないかと、当然、専門の見地が必要だと思っておりますので、コンサルタントに依頼するしかないのかなと思うのですが、その辺についての考え方はいかがですか。

○（生活環境）清水主幹

平成23年度に行いましたボーリング調査結果に基づきまして、24年度に次期処分場の概略検討を行っております。その際に、この土質の問題や地下水の問題に対して、こういった形で処分場をつくれるという概略検討はしておりますので、それが基準になるかと判断しております。いずれにしても、地元町会との協議が全然進んでいない段階ですので、まだあくまで候補地というようなことで考えております。

○高橋委員

わかりました。この問題についてはまた議論させていただきたいと思います。

◎道路の予防保全について

最後に、道路の予防保全について概略をお聞きします。

一般質問で、緊急輸送道路について、防災の観点からお聞きしたわけですが、阪神・淡路大震災以降、耐震改修促進法ができて、緊急輸送道路の確保についてのさまざまな考え方が示されたわけですが、この法律に基づく沿道建築物の調査というのがあります。まず、これについて説明をお願いします。

○（建設）建築指導課長

耐震改修促進計画における緊急輸送道路の件でございますけれども、小樽市耐震改修促進計画では地震時に通行を確保する道路として、北海道耐震改修促進計画で指定しております北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を小樽市の区域分として指定しております。この緊急輸送道路の沿道建築物で一定の要件を満たしているものにつきましては、耐震診断、耐震改修が求められるわけございまして、これまでそういった建築物の調査を行ってきたところでございます。

○高橋委員

その調査ですが、もう少し具体的な中身をお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）建築指導課長

調査につきましては、一定要件、昭和56年6月以前の建築物は耐震化されていないという、いわゆる旧耐震で建てられた建物でございますので、そういった建物を調査して、所有者に指導しているという状況でございます。

○高橋委員

この法律で、沿道の建物というのは、耐震改修について義務規定はあるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

あくまで努力義務でございます。

○高橋委員

そこがなかなか難しいところです。それで、国でもいろいろ検討されているようですが、これからの考え方について、小樽市としてはどう考えていくのかという考え方があれば、お示ししたいと思います。

○（建設）建築指導課長

昨年、耐震改修促進法が改正になりまして、特に重要な緊急輸送道路につきましては、北海道、小樽市はそういった期限を定めて道路を指定し、期限までに耐震診断を実施することが義務づけられるわけでございますけれども、こういったものについては、北海道と協議もして、また、庁内においても防災部局や道路関係部局と協議して、指定するか、しないかという部分について今後協議していきたいと思っております。

○高橋委員

これから具体的にになっていくので、また議論させていただきたいと思います。

この後段で、課題や問題点について伺いました。一つは、各道路管理者間の連携体制の強化ということがありました。私も、これは非常に大事な視点だと思っております。除雪のときだけですか、防災についても、なかなかこれまでは認識がそれほど深くはなかったのではないかと思います。市から北海道開発局や北海道に話をするのはなかなか難しいかもしれませんが、市としてどうするのかということ踏まえて、この連携体制の強化というのは、私は非常に大事だと思っておりますので、定期的な協議だとか、会議ですとか、そういう考え方も必要かと思っております。この辺に対する考え方について見解を伺います。

○（建設）建設事業課長

今お話がございました各道路管理者の連携というところでございますけれども、耐震改修促進法の考え方もこれ

から詰まってくるというようなところだと思いますので、そういった中で連携の必要性がさらに強まってくるものだと思いますので、委員からお話がありましたように、緊急輸送道路ネットワークの策定主体でもあります北海道には、そういったこれからの我々の動きの中で、必要な部分につきましては、連携、例えば会議などの形を図っていただけないものかというようなことで、本市の防災担当などを窓口としまして、話をしていければと考えております。

○高橋委員

最後になりますけれども、維持・管理について質問しました。この中で、「緊急輸送道路を含めた幹線市道の点検を実施し、10か年の修繕更新計画を策定しており」という答弁がありました。まず、この10か年の修繕更新計画について説明をお願いします。

○（建設）建設事業課長

10か年の修繕更新計画についてでございますけれども、これにつきましては、平成26年度なのですが、実施中がございます道路ストック点検・修繕更新計画策定事業ということで、道路ストック、いわゆる道路施設の中で、トンネルや大型標識、道路照明など、舗装面も含めて、そういったものにつきまして、今年度中に点検を行うとともに、修繕や更新が必要であれば、その方法、そして、10か年のうちのいつごろに修繕や更新をするのかというようなことを今年度に計画として策定したいということで、実施しているものでございます。

○高橋委員

少しわかりづらいので分けて聞きますけれども、まず、道路面だけという考え方もあるでしょうし、項目別に道路面、それから附属のガードレールですとか、カーブミラーですとか、いろいろな分け方があるかと思うのです。この10か年の計画については、わかりやすく言うと、どういうことに主眼を置いて、何を改修していくのかというのを説明していただけますか。

○（建設）建設事業課長

まず、項目として具体的に小樽市で実施しておりますのは、舗装道路の舗装面というのは、路面性状という表現を使うのですけれども、クラックやわだちといった舗装の劣化を含めて、舗装面を見ていってという部分です。それと、もう一くくりでいきますと、道路標識や道路照明になるのですけれども、これについては、全てにおいてそのようなのですが、第三者被害が発生しないようにということに主眼を置きまして、要は照明、標識であれば倒れてこないかというようなところなんです。あと、トンネルですとか、擁壁もございまして、トンネル内の施設も含めまして、トンネルが大丈夫か、通行する車に対して被害を加えるような損傷などがないかというようなことを点検ということで、繰り返して恐縮ですけれども、第三者被害を防止するのを主眼として点検するということでございます。

○高橋委員

最後にしますけれども、この計画がいつごろ私たち議会に示されるのか、いずれにしてもインフラ整備は非常に大切だと思っておりますし、特に道路というのは、私は維持・管理、予防保全が遅れていると思っておりますので、これからもしっかり議論させていただきたいと思っております。

最後に、計画のスケジュールについて聞いて、質問を終わります。

○（建設）建設事業課長

現在、業務委託によりまして点検が進められている状況でありまして、これにつきましては、たしか12月中ほどが工期だったと記憶しております。ですので、成果品の提出もさることながら、その後の庁内の調整なども出てくると思いますので、今のところのスケジュールとしては、年度内、3月までにということと考えておりますので、昨年の橋梁長寿命化修繕計画と同じようなスケジュールで議会には示させていただくことになろうかというようなことで思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 25 分

再開 午後 2 時 51 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○佐々木（秩）委員

◎人口問題への若い世代の意見、意識の反映について

一つ目に、人口問題への若い世代の意見、意識反映について、代表質問とかかわりますが、お聞きいたします。

最初に、その前提として確認させていただきたいのですが、この人口問題で重要な影響を及ぼす世代というのは、高卒あたりから大体子育て世代までと、年齢で言うと18歳から40歳くらいまでのことかと思うのですが、そう考えてよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

お話のとおり、生産年齢人口というふうに言われますけれども、15歳から64歳、ここの人口は、数もそうですし、割合も減少しているという状況でございます。この世代につきましては、経済をはじめといたしまして、さまざまな活動の担い手として、まちの活力維持に欠かすことができないというような考えでございますので、まず、このところが一つポイントかと考えております。あわせて、特に20歳代、この転出超過が非常に大きい状況でございますので、今後の出生数の増加、こういったところにも非常に大きく関係するところでございますので、ここもまた特に重要なところかと考えております。

○佐々木（秩）委員

生産年齢人口、それから出生数にかかわる20歳代というあたりが本当に大事なところだと思うのですが、今回、特に20歳代や18歳で高校を卒業するあたりの人たちについて、やはり意識やどういう意見を持っているのかというようなことをきちんと確認する必要があるだろうということでお聞きします。いろいろと意見反映をそういう皆さんにさせていただくということについては、代表質問の中でも重要な観点だという御答弁をいただいております。手法についてはこれからとのことでありましたけれども、その手法について少しでも参考にさせていただきたいということで、もう少し話をさせていただきます。

やはり、今の若い世代の意識というのは、私も前の仕事柄、いろいろつき合うことが多いものですから、いろいろと話を聞くのですが、その前の世代とは少し違ってきていると感じることが多々あります。前までは、例えば、とにかく高収入、できるだけお金はたくさんもらいたい、それから、片仮名職業の格好いい職業につきたいとか、車は絶対要るとか、できたら札幌のマンションとかに住めればいいなというような夢を持っていたわけです。最近では、収入はそこそこでいいと、それから、仕事については、高収入は求めない割に、やりがい欲しいのだと、自分はこういう仕事をやっているという生きがい欲しい、それから、ブラック企業ではない、それから、車は要らないと、その車の分のお金は違うことに注ぎたいと、できれば小樽の実家に住んで、仲間と毎週遊んだり交流したりしたいと、私が話を聞く生徒の中でも重立った生徒たちが意外とそういうふうにあります。ライフスタイルというのか、そういうものが変化してきているのであろうと考えるのですが、経済ばかりが基準ではなく、今のようない見を聞いていきますと、若者の文化や余暇の志向が変わっている、それから、社会のために何かやって

みたいのだという社会貢献の志向もありますし、それから、地元に戻ってきたい、地元に住みたいという地元回帰志向も見られます。基本的に地元小樽が好きで、できることなら小樽に住みたいという意識を持っていると思います。このように、変わってきているのだと私は感じているのですけれども、私が思ったとおりではないかもしれませんが、若者の意識が変わってきているということについての認識は持っていただけるでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、御質問のありました、繰り返しになる部分もあるのですけれども、まず一つは、若い世代でございますので、当然、生活の利便性やレジャーの関係といったことから、大都市志向、これは間違いなくある方も多いかと考えております。ただ、一方では、東日本大震災の関係もあると思うのですけれども、質問の繰り返しになる部分もありますが、今、申し上げたようなことだけではなく、収入ということではなく、社会のために役立ちたい、それから、人とのつながりを持って心豊かに生活をしたいという意識を持つ若者が増えている傾向にあるということで聞いておりますし、そのようなことなのかと考えております。

○佐々木（秩）委員

同じように私も感じております。そういう意識を把握した上で、雇用の創出や住宅政策など生きていくためのそういうものが本当に必要ですし、それとともに、地元志向ということもあって、札幌と違う価値観とか、小樽の魅力を生かしたそういうものを提示していく必要があるのだと改めて思います。

その意味で、やはり調査をしっかり行って、そういう若者の意識の的確な把握の下、いろいろな施策を検討していただければと考えまして、そういう意識を把握するための手法として、一般的にこういう場合、どのような手法が考えられるのか、それから、これから検討ということでしたからまだないかもしれませんが、もう何か例えばこういう方法でやってみたらどうかというようなものがあれば、示していただければと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

現在想定している部分と一般的な部分というのは、重なる部分もあるのですが、数字上ではなかなか見えない部分などもあつたりしますので、そういったところのアンケート調査、それから、いろいろやり方はあるのでしょうか、若い方々の意見を直接に聞く場を設けるといったことが、一般的なことも少し含んだ形になりますが、想定されるかと考えております。

○佐々木（秩）委員

たぶんそういうことだと思うのです。私も代表質問で2点ほど提案させていただきましたけれども、それ以外に、例えば、若い世代との直接の対話を市長と語る会等で、きちんと人口減少というテーマに絞って、市長と直接話をしてもらおうとか、市長とばかりではなく、市内の若手職員とそういう話をしてもらおうというようなこともいいでしょうし、それから、アンケートについても、できれば高校や大学、1校全部と連携して、全校に向かってそういうアンケートをしてもらおうということで、この資料数を増やして、できるだけ客観的なデータをとれるようにしていくという手法も考えられると思います。それから、自治基本条例の策定委員会でやったワークショップがありました。あれについては、グループ単位でブレインストーミング、紙を張っていきながらやっていくというような方法もあって、あれは非常に有効な方法だと思いました。あのようなことをぜひやっていただければいいなと思いますし、それから、他市でやっている例であったのが、転出、転入で窓口に出向いて来た方にアンケート調査の用紙を配付して、後ほど郵送で回収するというようなことをやっているところもありました。転出や転入の理由などというところについては、非常に具体的で参考になると思う意見でしたので、今、話をさせていただいた手法の採用も検討していただけないかと思います。いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今いろいろ御提案もいただきまして、転出・転入の際のアンケートというのは、少し前になりますけれども、一度実施したこともあるというような経緯もありますが、いずれにいたしましても、若い世代の意見や考え方、こう

いったことを聞くことは重要な観点かと思っておりますので、御提案のあったことなども含めまして、手法については今後になりますけれども、人口対策庁内検討会議の中で検討してまいりたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

ぜひ御検討をお願いしまして、取り入れていただければと思います。

◎北しりべし定住自立圏について

次に、同じく人口問題にかかわって、北しりべし定住自立圏についてお聞きします。

定住自立圏構想がこの人口問題に深くかかわっていると伺っています。そこで、定住自立圏構想について簡単に説明をお願いしたいのですが、単なる広域連携とは違うのだというあたりで説明をお願いいたします。

○（総務）企画政策室安部主幹

定住自立圏構想に関しまして、まず背景としまして、日本の総人口が今後、急速に減少することが懸念されておりました。特に地方圏にあつては首都圏などの三大都市圏や近隣の大都市への流出に歯止めがかからない現状があります。このため、地方圏でもさほど不便がなく安心して暮らせる地域をつくり、大都市への人口流出をとどめることとあわせて、地方圏域のよさなどの情報を大都市圏へ提供し、大都市圏からの人や物などの交流を促すため、ある程度の都市機能を有する中心市とその近隣の町村が連携、分担しながら、圏域での住民の生活機能を確保・充実させ、産業振興を通じ自立に必要な経済基盤の整備を促進させる取組であります。こうした取組を通じまして、圏域全体の活性化、利便性の向上を促して、定住人口の維持・確保を図ろうとするような取組でございます。

○佐々木（秩）委員

続けて、その中で、特にこの北しりべし定住自立圏のこれまでの経緯、経過について説明をお願いします。

○（総務）企画政策室安部主幹

この北後志の圏域につきましては、本市の都市機能や各町村の食や自然環境などの資源を背景としまして、かねてから生活レベルでの交流があったと言えると思いますけれども、平成14年度から北しりべし廃棄物処理広域連合を組織しまして、ごみの共同処理を行うなど、広域的な行政課題に対しても連携して取り組んできた経過がございます。総務省が21年度から定住自立圏構想の全国展開を打ち出したのを契機としまして、21年9月に本市が中心市宣言を行い、22年3月に各市町村議会で定住自立圏形成協定の締結について議決をいただきまして、同年4月に本市と各5町村とが1対1で協定を締結いたしました。その後、22年11月に北しりべし定住自立圏共生ビジョンを策定しまして、圏域での生活機能の確保、経済基盤の整備促進に向けた具体的な取組を行ってきております。

○佐々木（秩）委員

その中で、小樽市が中心市になるわけですが、その果たす役割や、中心市になることによる市のメリットはどうなっていますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

まず、中心市としての役割でございますけれども、中心市での都市機能の確保・充実、それから、産業振興を通じた経済基盤の整備を通じまして、近隣町村へその利便性や経済効果などを波及させていくというような役割があるものと考えております。

また、中心市としてのメリットについては、広域的な視点での新たな施策事業展開が可能となること、それから、そうした取組に対する各構成町村での費用負担などの役割分担が明確にできることとすとか、中心市となることによって国の財政支援措置を受けられることがあるというふうに考えております。

○佐々木（秩）委員

中心市として小樽市は北しりべし定住自立圏共生ビジョンを策定しなければならないとなっておりますけれども、これについて説明してください。

○(総務)企画政策室安部主幹

先ほど経過のところでも申し上げましたけれども、平成22年4月に協定を締結しまして、その協定の中では大枠の取組の骨組みについて規定されております。その骨組みに従って、具体的にどういった事業を各市町村で連携、役割分担をしながらやっていくかということをお細かく定めたものであります。

○佐々木(秩)委員

具体的な中身ということですね。

このビジョンの推進のための財政措置はどのようになっているのでしょうか。財源など、今これをやることによって有利になるというような話もありましたけれども、中心市である本市へは幾らぐらい、現実的な話、お金が来ているのかということをお聞かせください。

○(総務)企画政策室安部主幹

定住自立圏構想の推進のための国の財政措置に関しまして、平成25年度の状況で話をしますと、まず包括的な財政措置としまして特別地方交付税で措置されております。中心市につきましては、1年度につきまして4,000万円を基本としまして、圏域を構成する近隣町村の数や人口、面積、それから、中心市の昼・夜間人口比率を加味することとされておまして、直近の25年度につきましては約4,200万円が措置されたこととなっております。

○佐々木(秩)委員

そのような財政措置がされた上で行われているということで伺いました。

この中で、先ほど私もビジョンを見せていただきました。そうしたら、やはりさまざまな施策が含まれていて、今まで例えば経済常任委員会などいろいろなところで見ていた施策で、実はこの中に位置づけられたりしているものがたくさんあるのだなということが改めてわかったのですけれども、これに含まれる主な取組分野と、人口減少に歯止めをかけるために特に顕著な効果があると、非常に特徴的な取組事例を挙げて説明してください。

○(総務)企画政策室安部主幹

共生ビジョンで規定します具体的な取組ですけれども、この骨組みにつきましては、総務省が出しております定住自立圏構想推進要綱で例示されておまして、例えば医療、産業振興などの生活機能の強化に係る政策分野、それから、地域公共交通、地域内外の住民との交流・移住促進など、こうした結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、それから三つ目としまして、地域を牽引する人材確保、育成、市町村職員の交流ということを決めます圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野と、大きく三つの分野について国の要綱の中では規定することとしておまして、北しりべし定住自立圏共生ビジョンにも、ごらんになっていただいたとおり同様の分野、それから取組の内容を規定しております。

それから、定住人口の確保、人口増に向けた特徴的な取組としましては、外国人観光客の誘致を含めました広域観光の取組、周産期医療体制の確保、成年後見センターや消費者センターの共同利用に向けた連携、協力などが挙げられると考えております。

○佐々木(秩)委員

例えば、このビジョンは、平成22年度から26年度までということで作られたものでしたけれども、一応たぶん26年度、今回で1回区切りを迎えますが、その成果や有効性などは評価されているのかどうか、それから、課題なども上がっていましたらお聞かせください。

○(総務)企画政策室安部主幹

まず、これまでのビジョンに基づいた取組についての成果でございますけれども、このビジョンの目的、定住自立圏構想の目的としまして定住人口の維持・確保という部分があるのですが、これにつきましては、圏域全体で減少の一途ということではございますけれども、それから、それ以外の、例えば成果を数値などで示すのは難しいと今の時点では思っておりますが、先ほど申しました周産期医療や、成年後見センター、消費者センターの運用につ

きましては、各圏域を構成している町村の住民の利用者数も維持されておりますので、また、広域観光につきましても、圏域全体を通じて外国人観光客を含めた観光入込客数は増加傾向にありますので、一定の成果があるものと考えております。

それから、これまでの取組を通じての今後に向けた課題ですけれども、圏域における定住人口の維持・確保に向けた取組は今後も必要と考えておりますので、おっしゃったとおり今年度、平成26年度で現行ビジョンの計画期間は終了いたしますが、27年度以降も引き続き、今の構成町村と連携した取組が必要と考えております。

個々の取組についてのこれまでの成果や課題につきましては、現在、新たなビジョン作成に向けて、今後の方向性なども含めて整理しております。それを踏まえて新たなビジョンを策定したいと考えております。

○佐々木（秩）委員

今後のビジョンの展開の中で、そのように策定中ということですが、聞いていまして、やはりおっしゃっていたように人口が減少しているので、一見成果はないのではないかと見えるかもしれませんが、定住自立圏のこういう取組をしているおかげで、現状でとどまっているという考えもきっとあるのではないかと思います。よって、より一層この辺については進めていただきたいと考えます。人口減少のことはうたってあるのですけれども、人口減少問題についての対応をより一層はっきりと前面に打ち出す形で次のビジョンを組み立てていってほしいと要望いたしますが、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

人口減少に向けた取組をもっとアピールするような形で載せたらどうかという御提案なのですけれども、現在、新たなビジョン策定に向けて検討を行っておりますが、その中で、民間の方々などから構成される懇談会でもいろいろな意見をいただいております。人口減少、特に社会減が顕著であることへの取組の検討が必要であるとの意見も多くいただいているところでございます。このため、定住人口の確保、それから、若者も高齢者も生涯地元で生活していけるようにするために、圏域の利便性や魅力を確保、充実、そして外へ発信できるような取組が重要であると認識しておりますので、それをどのようにこれからビジョンに反映させていくかにつきましては、今後、懇談会や各町村と協議しながら検討を進めていきたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

今、発信という言葉が最後にありましたけれども、私も最後にその話をしようかと思ったのですが、やはり定住自立圏そのものが住民の皆さん、市民の皆さんにあまり知られていないのではないかと思います。NHK連続テレビ小説で余市町に注目が集まる可能性が出ています。そういう機を捉えて今まで以上に、広域連携とは違うのだと、定住自立圏という中で新しくやっていけることや何かをアピールする必要が、せっかくですからあると思います。最後に、その辺について説明をお願いします。

○（総務）企画政策室安部主幹

確かに委員がおっしゃるように、住民の認知度が低いのではないかとすることは実感としてございますけれども、今後、新たなビジョンを策定する際には、当然、パブリックコメントを実施して、意見を求めて周知していくというのはもちろんですが、日ごろから住民自身にも圏域という観点を意識してもらうということが、これから私どもがいろいろな取組をより充実した形で進めていく上でも必要であると考えておりますので、そうした周知、発信などの方法については今後も検討を続けたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

よろしく申し上げます。

◎庁内でのオープンデータ化推進について

三つ目に、庁内でのオープンデータ化推進について伺います。

オープンデータというのは、以前、平成25年第4回定例会で、安齋議員が一般質問でも取り上げられていたので

すけれども、行政が保有する情報を 2 次利用可能な形式で公開することにより、民間等のデータ活用を促す取組だということで、法的にオープンにするという意味と技術的にオープンにするという意味の両方があるそうなのです。

いろいろな使い方があるそうです。例えば人口など、それ以外の公の機関が持っているデータを見られるようにする、使えるようにすることによって、さまざまな使い方ができてきている、そして、そのことによって住民参加や行政の透明性、それから企業活動の利便性、そういうものに貢献して、さらに新サービス等を創出する、また、これを使ってスマートフォンのアプリなどにも組み込んで、いろいろな新しい使い方ができるというような住民サービスの向上にもつながっている例もあるのだそうです。

それで、先ほどの安斎議員の一般質問に対して、「当面は導入の経済的効果や 2 次利用に当たっての課題なども見極めながら、先進都市の情報を収集するなどして研究してまいりたい」と答弁されています。それから時間もたっていますので、先行都市の例や課題などの研究成果について、もしあればお示しください。

○(総務) 情報システム課長

視察といたしましては、本年 2 月に、道内のオープンデータ先進都市である室蘭市へ行ってまいりました。その中での成果といたしましては、新たにオープンデータ化を行おうとする自治体への注意点として、できるだけ手間やコストをかけずに、今、持っているデータをオープン化することが重要であるということを知ることができました。

○佐々木(秩) 委員

室蘭市に行ってこられたということで、手間をかけない、今、持っているものでというのはわかるような気がします。

国においても電子行政の推進を目指していると聞いています。それについての情報等がありましたらお示しください。

○(総務) 情報システム課長

総務省の電子行政のことになるとは思います。こちらにつきましては、先ほど委員もおっしゃいましたが、現在、公開しているデータについては、人が読むことに適した利用形態のデータになっています。これを今後は 2 次利用可能で機械判読に適した形式のデータとしても公開するように考えていく必要があるということになります。

○佐々木(秩) 委員

そのように国でも進めているということで、先ほども例として出しましたけれども、私が調べたところ、例えば今回の災害発生の際のこの使い方として、災害時の避難場所、避難のビル、気象情報と連動させた施設の情報、公園のトイレの位置、AED 設置場所の位置など、それらの地図情報と使う人とを結びつけるというようなことも行われて、非常に便利に使えるのだそうです。

それから、例えば行政の情報公開については、自治基本条例が小樽市でもできています。こういうものにとっても、理念に具体化するようなものではないでしょうか。

それから、経済面で言えば、無線 LAN のアクセスポイントの位置や、ビッグデータの市場分析ということで、新たなビジネスの創出をするそうです。私もあまりよくわかって言っているわけではないのですけれども、こういうことに使えるというので、非常にできるのではないかと思うのです。

それで、先ほどの室蘭市の視察等でも示されていますけれども、できるところから小樽市の今のデータをオープンデータ化することをお願いしたいのですが、その辺の小樽市の状況について、今後と現状についていかがでしょうか。

○(総務) 情報システム課長

まず、現状といたしましては、機械判読可能な形で公開しているオープンデータといたしましては、町名別の人口があります。

今後についてなのですが、今のところ示せるものはありませんが、オープンデータ自体が比較的新しい取組ですので、オープンデータそのものの概念をまず認識することが必要と考えております。

○佐々木（秩）委員

総務省の話もありますし、できるところからという室蘭市の話もそのとおりだと思いますので、本当にできることからやってほしいですし、データ形式の統一などというあたりからぜひ進めてほしいというのが一つです。

それから、オープンデータの個人情報などいろいろな情報管理という部分では、ただオープンにしていればよいということではないと思います。ガイドラインみたいなものも必要だと思うのです。その辺について取り組んではどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）情報システム課長

ガイドラインの策定についてということですが、ガイドラインにつきましては、委員がおっしゃるとおり、オープンデータには当然、個人情報を載せない、あと、データ自体に著作権の問題があります。そういうことがありますので、オープンデータの先進都市とも連携をとりながら、今後、ガイドラインについて研究していきたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

よろしく願いいたします。

◎不審者出没情報の対応について

それでは四つ目に、不審者出没情報の対応についてお聞きします。

市内では、子供や女性に声をかける、つきまとう等の不審者の出没情報が相も変わらず続いております。札幌市厚別区では、女性が公園で殺害されるという重大事件にもつながっていると聞いております。保護者の皆さんは、子供を標的にした犯罪が後を絶たないので、大変心配されております。

そこで、現状をお聞きしますが、小樽市の、例えば今年 1 月から 8 月までの不審者情報の件数や事例、近年の特徴みたいなもの、件数の変化など、まず、そういう分析等についてデータをお示しいただければと思います。

○（生活環境）生活安全課長

件数等でございますが、小樽警察署に確認しましたところ、小樽警察署で発信しているほくとくん防犯メールのうち、不審者情報件数は 29 件、主な事例は、児童に対する車に乗らないか等の声かけ、つきまとい等の事案が 22 件、女性に対する不審者からの声かけなどが 7 件とのことで、近年の特徴、件数の変化についての統計等はないとのことでした。

○佐々木（秩）委員

私も北海道警察のほくとくん防犯メールの登録をしました。毎日のようにメールが来るのですが、それでも 29 件ということですね。ちなみにほくとくん防犯メールを見ていると、不審者情報だけではなく、それ以外のいろいろな情報も入ってくるので件数が多いのだと思いますけれども、市や警察の不審者への対応はどうされているのか、それから、協力関係や学校での対応などは日常や緊急の場合などにどうされているのか、お聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

前段の部分についてお答えいたします。

不審者対応についてですが、警察において、市民の通報や警ら中の警官からの情報を基に対応し、担当者がほくとくん防犯メールの発信、ホームページの更新を行っている聞いております。

市といたしましては、これまで職員をかたった事案などの場合は情報発信をしておりましたが、今後はほくとくん防犯メールの周知などにできることから協力してまいりたいと考えております。

○（教育）学校教育課長

学校での対応につきましては、まず日常的な対応としては、機会を捉えて学級担任から児童・生徒に対する注意

喚起を、不審者のことだけに限らず、交通安全も含めて行っておりますし、全校朝会などでは校長から登下校の安全について注意喚起を行っております。

また、緊急時の対応なのですけれども、緊急性や危険性の度合いによるのですが、児童・生徒への周知や保護者へプリントを渡すという対応、緊急性などが高い案件ですと、集団下校の措置や、場合によっては保護者の方に学校に迎えに来てもらうといった対応もとっているところでございます。

○佐々木（秩）委員

こうした情報がいろいろとほくとくん防犯メール等で、今、出てきたようにあるわけですが、私がこのところが一番お願いしたかったのは、先ほどオープンデータの話をしたのですが、こういう情報を何とかもう少しわかりやすく地域の人や、被害者になりかねない子供たちや女性の皆さんにすぐ逐一伝わるようなシステムがつかれないのかということです。伝える方法として、例えば情報をオープンデータ化して、それをスマートフォンでアプリにして、地図情報とあわせて、どの辺で今こういう事件が起こっていますということをわかるようにすれば、学校帰りにそれを見て、そこを避けて通るとか、親が迎えに行くとか、そういう対応をできるものが技術的にはつくれるのだそうです。それから、そうして情報をオープンデータ化して、そのように扱えるようにできないだろうかということや、それができないのであれば、警察が、たぶんいろいろなところを通して、市を通して、生活安全課を通して、学校を通してとやっていくと、そのようなことは無理だと思いますので、何とか警察に一元化して、情報としてそういうものを地図情報とあわせて示してもらえないかという要請みたいな形でやっていけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

ただいまの御質問につきましては、まず、情報源が警察であるということで、市独自の判断のみでデータを利用できるわけではございませんから、なかなか難しいことはあるのですが、第一に、警察署に対しまして発生場所の傾向などがわかるような方策の検討といったことをお願いしてまいりたいと思います。次に、市といたしましても、他都市の情報を収集するとともに、警察署などと協議、連携しながら、適切な方法といったものを検討してまいりたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

いきなりこれをやれというのは難しいですし、警察も忙しいというのはもちろんわかることですが、将来的にどうか、小樽の子供たちの安全・安心を考えると、非常に有効な手段であると思いますので、ぜひ要望や検討をお願いして終わらせていただきます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○中村委員

◎フッ化物洗口について

それでは、一般質問でも取り上げましたフッ化物洗口について、もう少し詳しくお聞きしていきます。

フッ化物の応用については、インターネットで調べても、いろいろな保護者に聞いても、不安や疑問といったものがいまだにといえますか、誤解も含めて存在していると思うのです。それで、小樽でもフッ化物洗口を導入するという方向性で今、動いているわけですが、導入に際して、それらの不安や疑問に対して一つ一つ丁寧に説明して、そして、理解していただくということがやはり大切なのだらうと思います。そういうこともありまして、一般質問であえて日本弁護士連合会の集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書に触れさせていただいたわけですが、インターネットで見たりしますと、反対する方々の中には、この意見書をよりどころとしている方がやはりいるし、影響を受けている方もいるのです。ですから、当然、推進、導入をしていく側としては、日弁連の

意見書といえども、やはり堂々と、違うところは違うのだというところを指摘して、意見を述べて、そして、丹念に説明していくということが必要なのだと思うのです。この意見書も、よく見ると、事実誤認や、取材や参考文献、データに偏りがあるなど、あちこちに瑕疵が見られるということが指摘されております。そういうことも含めて、この意見書に対しては、専門の、例えば日本口腔衛生学会が解説を出しておりますし、その他の団体もこぞって、違うところは違うのだというところを主張しておりますので、そういった視点でもう一度詳しく触れていきます。

それで、範囲がかなり広いので、保護者が最も気になる場所というのは、子供たちにフッ化物洗口をさせるときの安全性ですね、ほかにもいろいろありますけれども、やはり一番は安全性に対する不安、疑問だと思いますので、今日は安全性にかなり、時間がありましたら効果についても触れていきますが、なければ安全性に絞ってやっています。

まず、安全性について、日弁連の意見書の中で、「フッ素洗口・塗布には、急性中毒・過敏症状の危険性があり、フッ素の暴露量、年齢、体質等によっては、歯のフッ素症（斑状歯）の危険性も否定できず、また、全身影響への懸念も払拭されていない」と書かれています。これに対して、口腔衛生学会の意見、解説はどのようになっていますか。

○（教育）学校教育課長

日本口腔衛生学会の見解についてなのですが、今、委員がおっしゃった安全性についての危惧につきましては、「フッ化物洗口・塗布には、通常の使用法では急性中毒・過敏症状の危険性は否定されている。歯のフッ素症はエナメル質形成期（0～8歳）に、一定濃度以上のフッ化物を毎日摂取する全身応用によって発症するものであり、通常の局所応用法では起きない。また、全身影響への懸念はWHO（世界保健機関）等世界の健康関連機関によって科学的に否定されている」という記述がございます。

○中村委員

それが衛生学会やフッ化物応用を推進している側としての意見です。これに基づいてこうということです。

もう少し詳しくいきますけれども、例えば実験について日弁連の意見書は触れています。これは安全性と有効性を一緒に論じている部分ですが、「フッ素利用に一定の有効性はあるが、使用方法、濃度、頻度、他の予防手段の併用、食物の種類等、むし歯及びその予防に影響を及ぼす諸条件を同一にした状態で、かつ二重盲検法で実験しなければ、厳密な意味で効果判定がされたとはいえないところ、そのような調査例は極めて少なく、効果率も報告例により相当の差があるから、正確な効果率は不明確である。1960～70年代、FDI（国際歯科連盟）、WHO（世界保健機関）、日本歯科医師会などがフッ素利用を安全と評価する一方で、①フッ素自体に毒性があり、過剰摂取した場合は有害で、食物の種類、自然水中のフッ素量、気候等、国・地域・個人で摂取量に大きなばらつきがあり、人間の個体が極めて多様であること等を考えれば、全く安全とするには躊躇があること」と表現されています。これに対しての学会の解説をお示しいただきたい。

○（教育）学校教育課長

「WHOをはじめとする世界の医学・歯学専門機関は、う蝕予防に用いられるフッ化物の安全性と有効性について、これまで蓄積されてきた研究業績を基に総合的な評価を繰り返してきている。その結果、150以上に及ぶ科学、医学、行政機関は、フッ化物を歯の健康づくりに有益な物質として認め、その利用を推奨している」などの見解が示されております。

○中村委員

あえてつけ加えると、「日弁連意見書に、「過剰摂取した場合は有害」とあるが、フッ化物だけでなく全ての物質に当てはまる原則（「パラケルススParacelsusの法」）である。また、「全く安全とするには躊躇がある」とあるが、量の問題を無視してさえもなお、全く安全な物質をあげるなどできない。とすると、「あらゆる物質を

躊躇しなければならない」との結論になり、実際的ではない。適切な用量・用法を守る指導を徹底することの方が、実際的で有用である」という意見になっております。

考えてみたら、パラケルススの法というのは、私たちの周りには本当にたくさんこういう物質、事例が存在していて、その他の私たちの身近な物質で、過剰に摂取したら有害だけれども、適量だったら健康にもいろいろいいのではないかと物質があるかと思いますが、その一、二例、ありましたら紹介していただけますか。

○（教育）学校教育課長

コーヒーやお茶に含まれるカフェインも、一定程度、2.5パーセントを超えるような濃度であると、劇薬に指定されるのですけれども、実際に我々が口にする、例えばドリンク剤などのカフェイン濃度は、0.05パーセントということで、そのように適量に摂取すると問題はないという形のものでございます。

○中村委員

やはり心配するほうは、いろいろ、その、有害だ、毒性がどうだということだけで、どうしても気にしがちというか、心配になってくるわけですけれども、いろいろな事例を挙げれば、まだほかにもあるのです。早い話が、私たちが毎日食べている飯だって、毎日毎日食べすぎたら病気になります。ですから、何事もほどほどということなのだろうと思うのです。そういう意味で、過度に心配している、不安だという方々には、その辺を丹念に説明しあげるといふことが必要だと思うのです。

そういう意味で、参考に、教育委員会が桂岡幼稚園の保護者の方を対象にフッ化物洗口にかかわるアンケート調査を昨年1月に実施しているわけですけれども、その内容について、どういう項目で調査して、どういう結果だったのかというところを紹介していただけますか。

○（教育）学校教育課長

いわゆる年長のクラスの児童の保護者を対象としたアンケートでございまして、45名の方がいるうち、41名の方から回答をいただいています。まず、子供がフッ化物洗口をしているかということで、「している」が37名、「していない」が4名、フッ化物洗口をしている理由としては、「虫歯を予防するため」が29名、「幼稚園でみんながするから」が7名、「その他」が1名という形で、そういった幾つかの項目を聞いた後、卒園した後の小学校でのフッ化物洗口については、「実施してほしい」が27名、「必要ない」が6名、「どちらでもよい」が8名から回答をいただいているところでございます。

○中村委員

結果として、せっかく幼稚園でフッ化物洗口をしている方々も、先ほど申し上げたようないろいろな情報、誤解などで、安全性に問題があるとして実施しないと、安全性が確立されておらず、理由を見ますと、「安全性の問題があると聞いたのですが、本当に必要か疑問」、「安全性が確立しておらず、歯科医院への通院もしているのでは」、それから、「安全という理由が100パーセント理解できない。歯磨きなど、ほかの方法もあるのでは」というような理由なのです。ですから、せっかくそうして続けられている方がそういう偏った情報や誤解によってやめていくというのは非常に残念です。そういうことも含めて、ぜひ、これは桂岡幼稚園の事例ですけれども、まだ市内にもそういう方々がいらっしゃると思いますので、まずは小学校で導入されるのだろうと思うのですが、そういう場合に、いろいろな機会を設けて、その辺を丹念に説明していくということかなと思うのです。

それで、安全性に絞って、本当に代表的、一般的な疑問、質問を聞いていきますので、それに対して教育委員会はどういう認識を持たれているのか、例えば、質問されたときにどのようにお答えになるのか、それを示していただきたいと思います。

まず、洗口液を誤って飲み込んだ場合、体に害を及ぼすことはあるのか。また、歯のフッ素症にならないのか。特に幼児、小学校低学年の児童の中にはぶくぶくやって吐き出すことがなかなかできない児童もいるかと思うのです。飲み込んでしまうかもしれない。そういったことを心配する向きにはどのように答えられますか。

○(教育) 学校教育課長

まず、1 回分を飲んででも安全ということで、といいますのも、体重30キログラムの小学生の場合、急性中毒量はフッ化物60ミリグラムとされているのに対し、週 1 回法の洗口液10ミリリットルに含まれるフッ化物量は9ミリグラムということでありますので、7人分以上を一度に飲み込まない限り、急性中毒には達しないということでございます。

また、歯のフッ素症につきましても、使用するフッ化物の量や適用期間から見ても、発生する可能性はないということでございます。小学校で始めた場合、6歳ごろ、まだ永久歯が生えそろっていないのですけれども、歯茎の中で、既に永久歯の歯冠というか、骨格の部分ができて上がっているということで、理論的にもフッ化物に影響されないとされております。

○中村委員

それから、病気によっては、フッ化物洗口を適用してはいけないのではないかと、私はこういう病気を持っているので、あるいは、私の娘や息子はこんな病気なのだけでも、フッ化物洗口をすることによって何か影響はないかというような心配をする方もいます。これに対してはどうですか。

○(教育) 学校教育課長

うがいが適切に行われている限り、例えば体の弱い児童や障害を持っている児童が特別にフッ化物の影響を受けやすいということはないということで話をしたいと思います。

○中村委員

それから、フッ化物が原因でアレルギー反応を起こす人はいるのでしょうか。

○(教育) 学校教育課長

まず、フッ化物は自然界に存在していて、我々の体の中にも飲食を通じてフッ化物があります。あと、現在、市販の歯磨き粉の9割以上でフッ化物が配合されているということで、そういった歯磨きをしたことによってアレルギー反応が生じたという信頼に足る報告はないということ、それと、全国的に多くの保育所や幼稚園、学校で、平成24年3月末で89万人の集団フッ化物洗口を実施しているということですが、これまでアレルギーが発生したという報告は皆無ということでございます。また、食物アレルギーなどを起こす原因のアレルゲンはたんぱく質ということなのですけれども、このフッ化物は無機質でありますので、理論的にもアレルギーの原因物質となる可能性は非常に低いと考えられております。

○中村委員

今のアレルギーの質問は教職員への説明会でも出た質問だったと思います。

次に、フッ化物洗口には劇薬を用いると聞きましたけれども大丈夫でしょうかという質問、心配にはどうですか。

○(教育) 学校教育課長

洗口にはフッ化ナトリウム試薬というものをを用いるのですけれども、それが粉末の状態であるとすれば、劇薬に相当します。ただ、洗口に用いられる洗口液は、その粉末を水で溶解し、そうすると0.09パーセントというフッ化物濃度になります。このフッ化物濃度が1パーセント以下となると、劇薬指定から除外されるというところでございます。

○中村委員

次に、WHO、世界保健機関は6歳未満の児童にはフッ化物洗口を実施すべきでないと言っているが、就学前児がフッ化物洗口を実施しても問題はないのですかという質問もあります。どうですか。

○(教育) 学校教育課長

平成6年に公表されましたWHOのテクニカルレポートというものがあるのですが、その中には、フッ化物洗口は6歳未満の幼児には推奨されないという記述があります。しかしながら、その前後の記述を総体的に見ますと、

この話は、水道水フロリデーションなど、要するに上水道にフッ化物を入れるということの、いわゆる毎日飲む水でございますので、全身応用というものと重複してさらにフッ化物洗口を実施するという形のもので、また、さらに毎回フッ化物洗口を吐き出さないで誤飲した場合を想定しているということがわかります。なお、この全身応用、水道水フロリデーションは日本で行われておりませんので、この記述については日本では該当しないというふうに考えております。

○中村委員

それで、小樽でフッ化物洗口を導入するときには、当然、フッ化ナトリウム等を小樽の水道水で溶かして洗口させることになると思うのですが、そもそも小樽の水道水のフッ素の測定値はどうなっているのかと。なぜ水道水のフッ素の測定値を気にするかといいますと、国内で、水道水のフッ素が原因で斑状歯になって、訴訟になったケースもあるのです。宝塚・西宮事件だったか、最高裁まで行っているという事例もあります。これは、水道水に含有されているフッ素の量がその地域特有で多く、水道の管理に責任があるのではないかとということで、斑状歯になった人が原告になって訴訟を起こしたということなのですけれども、念のために小樽の水道水のフッ素量測定値を示していただけますか。いずれ、浄水場、市内の各校で洗口を実施することになれば、当然その辺はチェックしなければならぬことだと思いますので、示してください。

○（水道）水質管理課長

フッ素の水質基準は、1リットル当たり0.8ミリグラムとなっております。

小樽の水道水につきましては、天神浄水場系、豊倉浄水場系、銭函浄水場系の3種がありますが、全ての水道水についてフッ素の値は0.05ミリグラム・パー・リットル未満となっております。この値は、分析可能な数値ということで理解していただいて結構と思います。

また、石狩湾新港銭函地区簡易水道、いわゆる樽川の簡易水道につきましては、石狩西部広域水道企業団の用水供給を受ける以前は、基準値の20パーセント、平均で約0.16ミリグラム・パー・リットル程度のフッ素が含まれておりましたが、用水供給後の平成25年度以降は、0.05ミリグラム・パー・リットル未満となっております。石狩湾新港銭函地区簡易水道は2年1月1日から25年3月31日までの約23年間、地下水を水源としておりましたが、25年4月1日より、当別ダムを水源とする石狩西部広域水道企業団からの用水供給を受けております。石狩湾新港銭函地区の簡易水道の給水区域では、定住人口はありません。工場などの事業所に給水してございまして、給水件数は、25年3月31日現在、53件となっております。

○中村委員

以前は平均0.16ミリグラム・パー・リットル未満という時代もあったけれども、現在は切り替わっていると、0.05ミリグラム・パー・リットル未満ということでもいいんですね。そして、簡易水道の給水区域に恒常的に住んでいる児童はいないということだと思うのですが、私が持ち合わせているデータでは、最高値で0.20ミリグラム・パー・リットルなどというものがあつたものですから、気になって触れさせていただきましたが、0.20ミリグラム・パー・リットルというのは中国の、中国のデータというのはすぐうのみにはできないのですけれども、河北省でやった調査で、0.2ミリグラム・パー・リットルで、フッ素症率が2.3パーセントという数字があるのです。内モンゴル自治区でもあります。科学的な調査だったかどうかというのは甚だ疑問なのですけれども、そういったことがあつたものですから、参考までに触れました。今は大丈夫ということですね。

次に、フッ化物洗口を学校施設で実施していて、さらに家庭でフッ化物配合歯磨き剤を使っても大丈夫ですかという質問にはどう答えられますか、先ほどの質問と重複するかもしれませんが。

○（教育）学校教育課長

フッ化物の過剰摂取にならないというのは、結局、それぞれ適量を守っていれば、フッ化物の過剰摂取に全くならないということと、あと、むしろ積極的に推奨するべきと、歯磨きの励行、フッ化物入りの歯磨きとフッ化物洗

口は、もちろん甘みの摂取という要件もありますけれども、これらを組み合わせてやるのが最も効果的な虫歯予防法と言われております。

○中村委員

次に、フッ化物洗口が普及してからかなりたちます。早いところ、新潟では、かなり以前からやっています。現在まで健康被害は本当になかったのですかという疑問、質問があります。これはどうですか。

○（教育）学校教育課長

日本国内でフッ化物洗口が行われるようになってから40年以上経過しているのですけれども、フッ化物洗口による健康被害は現在まで報告されておりません。

○中村委員

仮にフッ化物洗口によって有害作用が起きた場合、その責任は誰が負うのですかと。これに対してはどうですか。

○（教育）学校教育課長

まず、定められた実施手順に従って実施すれば、有害作用が起こることはないということと、万が一、何らかの影響で有害作用が起こった場合、ほかの一般的な公衆衛生事業と同様に、国や道、実施主体である市町村等のそれぞれの立場に応じた責任で対応することになると思います。

○中村委員

今、専らフッ化物洗口の安全性について聞いたわけですけれども、フッ化物洗口の効果についても疑問、質問があります。フッ化物洗口を実施することでどのくらい虫歯が減っているのかということを知りたい方もおります。これについてはどうですか。

○（教育）学校教育課長

平均値をとりますと、大体40パーセントから80パーセントの虫歯が減ることが報告されております。

○中村委員

それから、フッ化物洗口を実施すると、虫歯も減って、歯の治療費も節約できるのではないのかという質問もあります。これに対してはどうですか。

○（教育）学校教育課長

フッ化物洗口は非常に安価でできると言われていまして、費用対効果にすぐれた方法であるということからすると、予防に要する費用を上回る歯科治療費の節減が期待できます。市町村の立場で言いますと、長期間の実施により、国民健康保険医療費の抑制が期待されるということがございます。

○中村委員

フッ化物洗口は10年ぐらいの長きにわたってやらないと効果が出ないと聞いているけれども、実際はどうなのですかと、高学年の児童についても本当にやる必要があるのかということを知りたい方もおります。これに対してはどうでしょうか。

○（教育）学校教育課長

いろいろなデータに基づきますと、効果ははっきりと現れてくるのは、実施してから2年後から3年後と言われています。高学年の児童についてなのですけれども、これから生える歯に十分な効果が期待できますので、大体、一般的には4歳から14歳までにフッ化物洗口をするのが最も有効だと言われております。

○中村委員

これほどフッ化物が虫歯に有効ならば、道内の一部市町村などで過去にフッ化物塗布をやっていたのだけれども、やめているところがあるのだよと、それは一体どうしてなのかという疑問がありますが、これに対してはどうでしょうか。

○（教育）学校教育課長

そういったところの実態はわからないのですけれども、一般的には、これまで虫歯予防効果があるという形で、しかも安全性もあるという形で進められてきておりますので、そういった観点で、市教委としては、やはりまず保護者の方の理解ということもありますので、保護者向けの説明会を実施したり、この間、教職員の研修会を行いました。そういった安全性に対する懸念といったものを払拭していきながら、実施に向けて、洗口液をどのように調合するのか、搬入するのかといったいろいろな問題もありますので、その辺をいろいろ詰めていきたいと考えております。

○中村委員

最後の質問ですけれども、実際にやめた理由というのは、専らマンパワー、財源の問題でやめているのです。安全性や有効性に問題があってやめたということではないということ調べております。

この後、保護者を対象にした説明会を開催するということなのですから、それは大体いつごろ、どの辺の、場所的なことなどを含めて計画していますか。

そういう説明会などを通して丹念に、とにかく質問、疑問に答えていくということで、日弁連もいろいろ指摘しているポイント、違うことは違うと主張しなければいけないのですけれども、改善できるところは最大限改善して、そして、できるだけ、例えば、少数の方々の意見などにもしっかり耳を傾けて対応していけば、大丈夫だと思います。どうぞ自信を持って進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○（教育）学校教育課長

年内中に実施したいと思います。それで、今、小樽市歯科医師会と日程調整、場所もこれから協議して決めていきたいと思っております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○新谷委員

それでは、防災関係についてお聞きします。

◎補正予算の防災関係経費について

補正予算で示されております避難所機能強化事業、避難支援事業、そして、防災・減災対策事業資金基金に積み立てられる600万円はどのようなことに使うのか、それらについてお知らせください。

○（総務）半田主幹

今回、補正予算として計上させていただきました避難所機能強化事業、避難支援事業について説明いたします。

平成26年度の避難所機能強化事業につきましては、避難所の備蓄品の購入、備蓄品の更新などの支出に対する財源充当を行うものでございます。

それと、避難支援事業につきましては、津波注意喚起標識板の取付けや海拔表示板の取付け、ハザードマップの作成に関する支出の財源に充当するものでございます。

さらに、基金につきましては、27年度以降の備蓄品の更新を安定的に実施することによって被災者受入れ態勢の維持を図るため、資金を設置、造成するという目的のものでございます。

今回の支出につきましては、北海道市町村振興協会35周年を記念した財政支援の助成金がございます、この歳入をこの26年度の事業と基金に積み立てるものでございます。

○新谷委員

備蓄品について、もう少し詳しく御説明ください。

○（総務）半田主幹

備蓄品につきましては、クラッカー、アルファ米、毛布、シート、シートは避難所の床に敷くものでございます。あとは、ボックス型簡易トイレ、排便収納袋、救急セット、ストーブ、以上でございます。

○新谷委員

避難所の津波注意喚起標識板の設置はいつまでにするのですか。

○（総務）半田主幹

避難所につける標識につきましては、既存の標識を、海拔表示を記載したものに取り替えるという事業でございまして、平成28年度までの計画で取りつける予定でございます。

○新谷委員

今、土砂災害その他の災害が非常に多くなっていて、仕事がたくさんあると思いますけれども、平成28年度と言わず、来年度中に何とか残りの部分ではできないのでしょうか。

○（総務）半田主幹

標識の取替えにつきましては、津波避難所については既に終了しておりまして、平成28年度に完了見込みであることから、前倒しについては現在のところ考えておりません。

○新谷委員

◎土砂災害警戒区域の指定について

次に、土砂災害警戒区域指定について聞きます。

北海道の計画では2016年までに2,370か所という答弁で、大変少ないわけです。全道では約1万2,000の危険箇所があるというのですから、非常に少ない。その上、小樽市の分は示されていないという答弁でしたけれども、指定が遅れている理由というのは、改めてどういうことでしょうか。

○（建設）池澤主幹

本市で警戒区域指定が進んでいない主な理由につきましては、土砂災害危険箇所が全道でも2番目に多く、基礎調査資料の精査、地権者や住民の把握、住民説明会開催など多くの時間を要することが主な理由と考えております。

○新谷委員

小樽市の危険箇所は全道で2番目に多いということで大変危機感を持つわけですがけれども、調査費ですね。この予算も関係あると思うのですけれども、危険箇所の調査費は1か所当たりどれぐらいかかるのでしょうか。

○（建設）池澤主幹

急傾斜地崩壊危険箇所の調査費になりますけれども、1か所当たり100万円から200万円と聞いております。

○新谷委員

それは、地すべり危険箇所、土石流危険渓流ともに100万円から200万円ですか。

○（建設）池澤主幹

地すべり危険箇所と土石流危険渓流につきましては資料がございません。申しわけございません。

○新谷委員

この調査は小樽市が行うものではないのですけれども、道の予算も、この前、聞いたら、あまり多くありませんでした。国の予算ですけれども、調査費に対する国庫補助金はどのぐらいなのでしょう。

○（建設）池澤主幹

国費率でございますけれども、3分の1となっております。

○新谷委員

国が3分の1、道が3分の2ということですがけれども、これはむしろ逆にすべきだと思います。市長は今後、土砂対策費については、道や国に要望していくということでしたけれども、今、国や道の動きはどうなっているか、

お示してください。

○（建設）池澤主幹

国では警戒区域を指定しやすくするために土砂災害防止法を改正する方針を示しております。北海道におきましては、指定に係る費用の地方負担を軽くするなど、国に要望しまして、指定を急ぐ考えを示しているところでございます。

○新谷委員

繰り返しになりますけれども、小樽市は全道で 2 番目に危険箇所が多いのですから、やはり強く要望していくように改めてお願いいたします。

◎土砂災害発生時の代替避難所の指定について

次に、避難所の問題ですが、豊倉小学校のように土砂災害が起き得る危険な場所にある小・中学校、小樽市の避難所になっております保育所は何か所ぐらいあって、場所はどこなのか、それについてはいかがでしょうか。

○（総務）半田主幹

各避難所の地形、災害のおそれがある警戒区域の中にあるかどうかということにつきましては、今年度、災害種別ごとの避難所を指定する際に改めて調査し、災害種別ごとの避難所を指定してまいりたいと考えております。

○新谷委員

いや、もうそれはわかっていることだと思うのです。子供たちが通っていることもあって言えないのだと思いますけれども、住民にとってはここの避難所で大丈夫なのだろうかという不安もあるわけです。それで、何か所ぐらいあるかぐらいは言えないのですか、土砂災害が発生し得る場所の学校ですね。

○（総務）半田主幹

繰り返しになって申しわけないのですが、現在、災害種別ごとできちんと調査した上で、皆さんに周知したいと考えております。

○新谷委員

豊倉小学校の場合は、土砂災害が発生した際には朝里小学校に誘導するという答弁でした。今、言いたくないのだろうと思いますけれども、他の学校、保育所もそのような体制になっているのですか。

○（総務）半田主幹

一般質問に対して市長からも答弁させていただいたところなのですが、豊倉小学校の場合、豪雨など土砂災害の心配、おそれがあるような際には避難所を開設しないという方針であります。近くの避難所ということになりますと朝里小学校ということになりますので、そちらの避難所をあけて避難していただくというふうに考えております。

（「いやいや、違うよ。ほかの学校もそのようになっているのかということですか」と呼ぶ者あり）

ほかの避難所につきましても、それぞれ災害種別ごとに避難所を開設するという対応をしております。

○新谷委員

何か歯がゆい答弁なのですけれども、今回、札幌市でも豪雨に伴い避難勧告が出されました。これは早く出されたので、よかったと思うのですけれども、避難所があいていないという問題がありました。それで、役所につながらないといった問題が起きていて、これは大変だったと思うのですけれども、やはり計画に載っているのは町会にも示されている避難場所であって、ここに行けばいいのではないかと行って行った住民が、ここはまずかったのだということであれば、右往左往するわけです。だから、それが決まっていなければ、早く決めて、当該地区には知らせるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）半田主幹

災害対策基本法が改正されまして、災害種別ごとに避難所を指定するという改正がされましたので、それに向けて現在、作業中でございます。この作業につきましては、議員の御指摘のとおり、急がなければならないと思って

おりますので、加速して作業に当たりたいと思っております。

○新谷委員

急いで調査して、住民の安全を守っていただきたいと思います。

◎避難所開設職員について

それから、避難所を開設する職員が地域防災計画に載っておりますが、2名いるところと1名しかいないところがあります。これは、どうして1名なのか、私はやはり2名置くべきではないかと思いますが、いかがですか。

○（総務）半田主幹

平成26年度の開設員につきましては、各避難所に2名ずつ指名しております。現在の地域防災計画は25年度版になっておりますので、2名だったり1名だったりするところがありますけれども、26年度につきましては2名ずつ配置しております。

○新谷委員

防災会議の後にこれを直すということですが、こういうことは速やかに記載してもらわないと、これを資料にして私たちは質問するわけですから。やはりその辺の改善、会議は会議として大事ですが、変わっているところは速やかに変えてほしいと思います。いかがですか。

○（総務）半田主幹

地域防災計画の修正が終わりましたら、速やかに差し替えていきたいと思っております。

○委員長

答弁と質問がかみ合っていないようですけれども、新谷委員からもう一度伝えてあげていただけますか。

○新谷委員

地域防災計画には、これから開かれる防災会議が終わったら、2名と書かれるということでしょう。ですが、地域の方にどのように知らせているかわかりませんが、我々はこういう資料でしかわからないわけです。だから、変わったところは、会議を待たずに速やかに変えるべきだということを言っているのです。

○総務部長

今、避難所の開設員の御質問がございましたけれども、一つには、今、体制そのものを全部2名体制にしたということですし、そのほかには、役所の人事異動がございます。4月になればメンバーもかわりますので、その部分については、その都度、改めていくということで考えさせていただきたいと思います。

○新谷委員

そういう大事なことは、速やかな改善をお願いします。

◎災害・避難カードについて

それから、災害・避難カードなのですが、これは自分で記入するといいます。災害別にどこに避難したらいいのかということ自分で記入して意識づけるということです。そのためにも、どこに逃げたらいいのかということは、今は全くわかりません。私の場合は小学校だということを常に頭に入れておりますけれども、そのほかの皆さんはどこに行ったらいいのか、例えば最上の住民は、代表質問でも取り上げましたが、津波は大丈夫だけれども、土砂災害になったら最上小学校に避難できないのではないか、一体どこに避難したらいいのかと心配している住民が多いということも聞いております。作業が急がれると思うのですが、災害別の避難場所を早く決めて、その後、どのように情報発信をしていったらいいのかということが大事なところだと思うのですが、その点についてお聞きします。

○（総務）半田主幹

避難所を指定した際の周知につきましては、市のホームページのほか、町会へ回覧板などで周知したいと考えております。

○新谷委員

それで、災害別の避難場所を決めるこの作業については、いつごろをめどにして決められるのでしょうか。

○（総務）半田主幹

災害種別ごとの避難所の指定につきましては、今年度中をめどに完了させたいと考えております。

○新谷委員

それで、災害・避難カードについては全世帯に配布すべきだということで、検討しますという御答弁でした。もちろん、配布するという前提の検討でよろしいですね。

○（総務）半田主幹

一般質問で市長から答弁させていただいたとおり、市が策定する避難勧告等伝達マニュアルの策定作業の中で、導入について検討を行ってまいりたいと考えておりますが、配布する際には全世帯に配布したいと考えております。

○新谷委員

いろいろと仕事がたくさんあって大変でしょうけれども、市民の皆さんの命、安全を守るために、ぜひ頑張ってくださいと思います。

◎雇用対策について

次に、雇用対策について伺います。

一般質問で雇用問題について聞きました。地元企業の活性化、企業誘致という、いつもと変わらない答弁だったのですけれども、これまで地元企業の活性化の具体的な取組にはどのようなものがあって、効果的なものがあったのか、お示してください。

○産業港湾部次長

地元企業の活性化に効果的な対策としてどのようなものがあったかというお尋ねかと思いますが、一つには、これまで中小企業の活性化に向けて、中小企業等振興条例に基づいたさまざまな事業、施策を行ってまいりましたし、また、国の交付税措置、地域経済の活性化に使うべく交付税措置がされたときには、基金を創設して、地元企業の活性化に向けて行ってまいりました。中でも、雇用対策といたしましては、高校生を地元企業に採用した場合に、地元企業に20万円の助成金を支給することによって、若者に市内で働いていただくような環境整備に向けても取り組んだところでございます。その他、企業誘致、地場産品の販路拡大等さまざまな施策を行ってきたところでございます。

○新谷委員

高校生の雇用奨励金の制度については、どのような効果があったのか、ぜひ検証していただきたいと思います。やはり中小企業は経営が厳しく、賃金を上げたくても上げられないという状況もあります。実際、雇用者の賃金がこの数年間で70万円も減っているという国のデータもあります。私は、国が中小企業に対して直接、雇用者に賃金助成をするという制度をつくるべきだと考えておりますけれども、それをすぐにするということにはなかなかならないと思いますが、基金を使って雇用奨励金制度を行ってどのぐらいの効果があったのか、ぜひこれを検証して生かしていただきたいと思います。

そのほかについては、地元企業の活性化という点ではなかなか難しい課題だと思いますけれども、他市で行っております、例えば住民の移動支援事業で、一般社団法人移住・交流推進機構というのがあるのですが、そこで428自治体の実施している支援が挙げられておりますけれども、その中に育児支援、住宅支援、起業支援ということもありますので、この起業支援でどのような効果があるのか、その辺についても検証していただきたいと思います。

それから、企業誘致ですけれども、地元雇用を聞きます。石狩湾新港、銭函工業団地、それから市内での進出企業、これで小樽市民の雇用者数をお示してください。

○（産業港湾）荒木主幹

本市の優遇制度であります小樽市企業立地促進条例、これは固定資産税等の課税免除に係るものですが、この適用企業の雇用状況ということでお答えいたします。現行の条例が制定されたのが平成18年でありまして、18年度から直近の25年度までの数字ということでお答えいたします。

銭函工業団地につきましては、企業数が13社、この13社の雇用増の人数でございますけれども、これが122名、うち小樽市民が56名となっております。それから、石狩湾新港小樽市域でございますけれども、この企業数が13社、雇用増は308名、このうち小樽市民は15名。それから、その他市内でございますけれども、企業数は6社、雇用増が47名、うち小樽市民が45名となっております、合計で企業数32社、雇用増477名、うち小樽市民は116名となっております。

○新谷委員

これまでも聞いたり、答弁していただいたりしてございましたけれども、その他市内への企業進出についてはほとんどが小樽市民ですが、銭函工業団地、特に石狩湾新港小樽市域の雇用が相変わらず少ないのです。小樽市内に求人を出しているのか、応募しないからなのか、何が原因……

（雷鳴）

ちょっと中断です。

改めて、なぜ石狩湾新港などで少ないのかお聞きします。

○（産業港湾）荒木主幹

石狩湾新港小樽市域の雇用について小樽市民の雇用が少ないということでございますけれども、石狩湾新港小樽市域は道内最大都市である札幌市に隣接していることから、地理的な面から札幌市民の雇用が多いというのは事実でございます。しかし、裏を返せば、企業誘致に当たっては、道内最大のマーケットであります札幌市に隣接するというのもございます。これも本市の立地優位性の強みと考えておりますけれども、その中で、なぜ小樽市民が少ないのかということで、これにつきましては、企業が立地、操業を決めた際には、市長から直接、ぜひ小樽市民の雇用をということでお願いしておりますし、また、2年前から、既存企業におきましては、市長の会社訪問ということで、市長が直接、企業に訪問しまして、その中で、現状を聞く中で、市長が小樽市民の雇用をということでお願いしてきております。こういった関係で、そういった企業とは良好な関係を築いてきておりますし、その中で、市民雇用については、小樽市への求人も好意的に協力していただいているところでございます。

○新谷委員

札幌市や石狩市からの雇用が多いのかもしれませんが、市長をはじめ努力しているということですが、さらに小樽市民を優先的に雇用していただけるように、それでなかったら、固定資産税が入ってくるというメリットはあるかもしれませんが、市民の雇用の拡大にはなっていないので、その辺のさらなる努力をお願いいたします。

◎公立保育所の保育士不足について

次に、公立保育所の保育士不足の問題です。

不足していて、子供を預けられないのは問題です。9月の時点で入所率が81.9パーセント、待機児童が4人もいます。なぜこういうことになるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

本年9月1日時点で入所待ちの児童が4人おります。今年度は臨時保育士の募集を継続して行っていますが、なかなか採用に至らず、結果として、このような状況を生じているものでございます。

あと、入所率の関係から申しますと、公立保育所の運営におきましては、通常の子供の入所に伴う最低基準上の保育士配置のほか、保育士が休む際の要員の確保なども運営上必要であり、臨時での保育士の雇用により確保を図っているところでございますけれども、充足されない場合は通常の運営に支障を来すこともありますので、結果とし

て、入所が難しくなっているという状況でございます。

○新谷委員

今年度、2人の正職員を減らしました。保育所の定員も50人減らしました。第1回定例会で川畑議員が質問しました。市立保育所の定員変更によって待機児童が生まれないのかと、入所待ちは間違いなく起こさないと確認していいですねと質問したときに、はいと答えております。ですけれども、実態はどうかというと、このように待機児童が生じているわけです。4月から9月までの各月の待機児童数を示してください。

○(福祉)本間主幹

4月から9月までの待機児童の状況でございますが、4月1人、5月1人、6月2人、7月6人、8月2人、9月4人となっております。

○新谷委員

そうしたら、3月の厚生常任委員会での答弁は間違いであったということになりますね。

公立保育所の平均入所率と民間保育所の入所率の推移を月別に答えてください。

○(福祉)本間主幹

公立保育所と民間保育所の平成26年度4月から9月までの入所率でございますが、まず、公立から申し上げますと、4月77.18パーセント、5月76.94パーセント、6月80パーセント、7月80パーセント、8月80パーセント、9月81.88パーセント。

続いて、民間でございますが、4月100.1パーセント、5月102.61パーセント、6月103.22パーセント、7月104.72パーセント、8月107.14パーセント、9月108.44パーセントとなっております。

○新谷委員

このように、民間の保育所への入所率は100パーセントを超えているわけです。いろいろ経営上のこともあると思いますけれども、正常な状態ではないと思うのです、たくさん入っているということが。それに比べて、市立保育所の入所率が低い、これもやはり問題だと思います。ここ数年、正職員の実数を定数より8人から10人も少なくしております。ここで伺いますけれども、児童福祉法第2条と、小樽市の保育にかかわる条例の基となっている児童福祉法第24条について説明してください。

○(福祉)本間主幹

児童福祉法第2条は「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」という条文であり、児童育成の責任を規定したものであります。

児童福祉法第24条は、第1項の冒頭を引用しますと、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」との規定があり、いわば市町村の保育の実施責任を規定したものとなっております。

○新谷委員

こういう法律の下に運営しているわけですが、3月の厚生常任委員会での川畑議員の質問に対して、市立保育所の役目について調整弁として位置づけていると。これは大変間違った考え方だと思います。児童福祉法で述べられている市立保育所の役割を放棄するような答弁だったと思いますので、これは訂正していただきたいのと、市立保育所は入所率が低いのですから、民間で発生している待機児童を受け入れるぐらいでなければならないと思います。そのためにも、市立保育所として、本当に子育て支援をしていくためにも、正規保育士を増やすべきだと思いますが、今、聞いたことに対して答弁をお願いします。

○(福祉)本間主幹

第1回定例会での答弁の中で調整弁という言葉を使ったと思いますが、保育所のあり方の議論を経まして、市立

保育所の規模・配置に関する計画が策定されました。この中では、計画策定時には、人口の減少、少子化の進展や、入所動向が減少傾向にあるということがありましたから、市立保育所が率先して定員の調整を行うとしております。しかしながら、今、委員がおっしゃったとおり、実際には増も減もあるわけですから、保育需要があれば、それに応えていくことが必要と認識しておりますので、入所待ちが生じないように、今後も臨時保育士の確保策などをよく検討してまいりたいと考えております。

○新谷委員

臨時保育士も必要なことは必要でしょうけれども、その前に、やはり定数に沿った正職員の保育士を採用して、もう少し市立保育所が児童を受け入れて、待機児童を出さないと、それぐらいの役目を果たしてもらわなければ、だんだん人口が減少していくのだからとしていったら、今、進めようとしている人口減対策にも逆行することですから、こういう考え方自体を改める、それが大事なことだと思いますので、最後に御答弁をお願いします。

○（福祉）本間主幹

先ほど、正職員の確保につきまして、増員について答弁漏れがあったかと思うのですが、正職員の確保につきましては、歳児別の児童数の定数に対しまして基準がございまして、それを基に正規職員を配置するという基本的な考えを持っております。その中で、採用時に応募が少なく採用しきれなかったり、あと、今回、平成26年度末をもちましての長橋保育所の廃止も控えていたりしたものですから、その件を見据えながら正規保育士の確保を考えてきたものです。それでもって、26年度の終わり、27年度に入った段階では、定員数に対する正規職員の配置の実数と定数の差の解消をしていきたいと考えております。

○川畑委員

◎予防接種について

それでは、私からは、予防接種について伺います。

この課題については、昨日の委員会で千葉議員からきめ細かな質問があったわけで、その追加という意味で、自己負担の関係で伺います。

まず、高齢者肺炎球菌ワクチンの自己負担額を3,000円とした根拠について説明してください。

○（保健所）山谷主幹

肺炎球菌ワクチンの自己負担額を3,000円とした根拠がございしますが、これは、道内の人口およそ10万人以上の主な都市9市における自己負担額の平均をとりまして決定したものでございます。

○川畑委員

確かに資料によれば、全体の平均とすれば3,011円くらいですか、そういうふうになるのですが、私が気になっているのは、3,000円に満たないところ、例えば旭川市で2,700円ですか、それに、帯広市で2,900円、江別市で2,500円、北見市で2,500円、室蘭市で2,100円と、そういうところがあるわけです。それで、私の要望としましては、これまで予防接種によって医療費の削減につながっているのではないかと思うのですが、その辺についてはどのように捉えていますか。

○（保健所）山谷主幹

確かに委員のおっしゃるように、肺炎の予防ができますと、医療費削減につながるという、よい影響というのでしょうか、そういったことは確かにあろうかと思えます。9市の自己負担額については、確かに2,000円台のところもございましたし、それから、4,000円台というところもございまして、幅がございましたので、その平均としたこと、それから、本市における財政状況等を考慮しまして、3,000円に決定したものでございます。

○川畑委員

そこで、先ほどのつながりになるのですけれども、今、年金給付額が削減されています。高齢者は、そういう問

題や、消費税が 8 パーセントに増税された中で、負担がかなり大きいと思うのです。ですから、医療費にも効果があると考えるのであれば、せめて 2,000 円台に設定すべきではないのかと、そういうことは検討できないのかどうか質問します。

○保健所次長

高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、子供が受けるワクチンと違いまして、受ける方の義務がないようなワクチンで、子供が受けるワクチンですと、社会全体に感染症が広がること、蔓延することを防止するために、多くの自治体はそういった社会的な、公衆衛生的な部分で自己負担をとっていないと。一方、高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種の努力義務がないという中で、個人の判断によって受けるか、受けないかを決めるという考え方で設定されているワクチンでございます。要するに、社会全体というよりも、個人の病気の重症化予防ということに力点を置いていますので、あくまでも個人の判断で受けるかどうかと。

そういった中で、本州の自治体では、例えば、費用の半額を自己負担してくださいというところもございます。それから、場合によっては、そういった接種の考え方が個人の判断に委ねられるということであれば、例えば、ワクチン代相当を負担してください、逆に、ワクチン代を除いた手技料だけを負担してください、いろいろ自己負担の考え方があろうかと思えますけれども、私どもといたしましては、いろいろな物差しがある中で、やはり道内の主要都市の平均値をとるということが一番御理解いただけるのではないかとということで設定しましたので、そういったことで、現在は 3,000 円ということをお願いしたいということで御理解いただきたいと思えます。

○川畑委員

確かに、高いところ、負担の大きいところを見れば、切りがないと思うのです。ただ、そういう意味で、今後の検討課題として捉えていただきたいということが一つです。

それから、二つ目に質問したいのは、昨日、高齢者の肺炎球菌ワクチンとインフルエンザ予防接種を一緒にすれば効果的だという答弁があったと思うのですが、この場合の料金はどのようになるのか、もう一つ、市民税の非課税世帯の減額の問題はどのようになるのか、その辺がわかればお聞かせください。

○（保健所）山谷主幹

まず、インフルエンザの予防接種と肺炎球菌ワクチンの両方の予防接種を受けた場合には、肺炎球菌ワクチンについては自己負担が 3,000 円、それから、インフルエンザの予防接種については自己負担が 1,000 円となっておりますので、両方をお受けいただきますと、4,000 円の自己負担となります。

しかし、非課税世帯の方、生活保護世帯の方につきましては負担なしとなっておりますので、この場合には無料となります。

○川畑委員

もう一つ、高齢者の肺炎球菌ワクチンが 65 歳からということで聞いていたのですけれども、これは 1 回だけと思っていたのですが、それでいいのですか、捉え方として。

○（保健所）山谷主幹

定期接種といたしましては接種は 1 回となっております。

○川畑委員

◎生活困窮者自立促進支援モデル事業について

次に、生活困窮者の自立促進支援モデル事業について質問させてください。

まず、自立促進支援モデル事業とは何かを簡単に説明していただけますか。

○（福祉）小野寺主幹

生活困窮者自立促進支援モデル事業というのが正式名称ですが、これは、平成 27 年 4 月 1 日に施行される生活困窮者自立支援法の円滑な施行を図るために自立相談支援事業などの事業を前倒しで行うもので、25 年度、26 年度の

2年に限り実施する事業でございます。

○川畑委員

前倒しという点で一番疑問に思っているのは、生活困窮者の把握はどのようにするのか、それは可能なのかどうか、そこをお聞かせください。

○（福祉）小野寺主幹

まず、生活困窮者の定義というのが法律で定められてはいるのですが、これが非常に曖昧であることが一つ、もう一つは、生活困窮者は、社会的なつながりが非常に希薄な人が多く、ひきこもりがちだとかということで、生活実態がなかなかわからないと。そういったことで、例えば何人いるという数字を算出することが非常に困難であります。ほかの自治体でも非常に苦慮していると聞いております。

○川畑委員

この対象となる場合に、生活保護寸前ということになりますけれども、具体的にはどのように把握しようとしているのですか。

○（福祉）小野寺主幹

今、考えているのは、生活保護の相談に見えたのですが、生活保護の申請に至らなかった、何らかの理由で至らなかった、けれども、生活が困窮していることがわかるような方、あるいは、市内の関係機関から、生活困窮なのではないかという連絡を受けたりして、そういった形で把握していきたいと考えております。

○川畑委員

その辺をもう少しきめ細かに質問したいと思うのですが、時間の関係もありますので、11月から相談支援員1名を配置するという、相談支援員の待遇の問題なのですが、配置される相談支援員は正規になるのか、非正規になるのか、そして、その場合も恐らくアルバイトか何かとなると思うのですが、おおよその賃金はどのくらいになるのですか。

○（福祉）小野寺主幹

相談支援員については、臨時職員ということで、1名を11月から雇用する予定であります。賃金等については、賃金、その他、通勤費や社会保険、その辺を含めて97万円ぐらいということ、あと、事務費を含めて、今回、計109万円を補正予算として計上したところでございます。

○川畑委員

本会議の答弁の中で、採用する資格の問題ですけれども、社会福祉士などの資格が必要だと。モデル事業で、その資格者がいない場合はどのような対応になるのか、説明してくれませんか。

○（福祉）小野寺主幹

モデル事業において、相談支援員の資格というのは定められているわけではないのです。ただ、我々としては、やはり即戦力としてすぐにでも事業をやっていただきたいということで、社会福祉士、精神保健福祉相談員、介護支援専門員の資格があって、かつ相談業務経験がある人ということで募集したいと考えています。ただ、これらの資格がある方が応募してくるとは限りませんので、その場合は、相談業務経験者の中から採用したいと考えております。

○川畑委員

それで、具体的に本格実施されるのが来年4月ということなのですが、その場合、どういう事業になるのか、委託事業になるのか、直営事業になるのか、その辺を説明してくれませんか。

○（福祉）小野寺主幹

今の時点でまだ、小樽市は、直営にするか、委託にするかというところまでは決定していない状態です。

○川畑委員

その場合、例えば11月から採用された方が4月からの本格実施に当たっても引き続いて採用されることになるのか、もう一つは、直営の場合、職員配置については正職員になるのか、その辺について説明してくれますか。

○（福祉）小野寺主幹

先ほど、今のところ、直営か、委託かははっきりとは決まっていないという話をしましたが、今、考えている中では、直営の一部委託というふうに考えています。その場合、相談支援員については、委託ということも前提で考えていきたいということで検討しているところです。そうなった場合、この臨時雇用の方については、委託ということになりますので、雇用は終了して、その後、4月からは、委託先の方が相談支援員として配属されることになるということになるかと思えます。

○川畑委員

最後の質問です。モデル事業には道の補助金が出ていると思うのですが、本格実施後は補助制度がどのようなものか、その内容、見通し等がわかればお聞かせください。

○（福祉）小野寺主幹

モデル事業については道の補助率10分の10ということで実施になりますが、本格実施後は、必須事業については4分の3が、任意事業については3分の2から2分の1、これは事業によって変わりますが、これが国庫補助という形になります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。